

平成25年度
包括外部監査結果に対する
措置等対応状況報告書

平成26年10月
北海道伊達市

平成25年度包括外部監査結果報告書における指摘事項等の措置等対応状況一覧
 <テーマ>伊達市の資産管理・運営について

包括外部監査結果報告書				措置等対応状況			
項目	掲載ページ	指摘	意見	措置等の対応区分	所管部課	報告書個票	
						ページ	整理No.
第2節 分析							
2. 伊達市の主要施設の現況							
(3) 公営住宅	21		○	全庁改善検討	建設部住宅課	1	意見1
(4) 学校	28		○	対応困難	教育部学校教育課	2	意見2
(5) その他施設							
放課後児童クラブ	37		○	個別改善検討	福祉部児童家庭課	3	意見3
宮尾登美子文学記念館	37		○	個別改善検討	教育部文化課	4	意見4
B & G 海洋センター	39		○	認識相違	教育部生涯学習推進課	5	意見5
旧大滝村における集会施設	39		○	全庁改善検討	大滝総合支所地域振興課	6	意見6
(6) 水道	45		○	全庁改善検討	建設部水道課	7	意見7
3. 伊達市施設の更新に向けた課題							
(2) 今後の更新投資額の推計	56		○	全庁改善検討	建設部建設課	8	意見8
第3節 監査対象の検討							
II. 債権							
(4) 債権管理	63		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	9	意見9
(5) 私債権の管理条例	65		○	個別改善検討	建設部住宅課	10	意見10
II-2. 貸付金							
II-2-1 アイヌ住宅新築等貸付金							
(2) 管理状況							
3) 回収	67		○	個別改善検討	福祉部社会福祉課	11	意見11
4) 未収金の管理	68		○	個別改善検討	福祉部社会福祉課	12	意見12
5) 時効	68		○	個別改善検討	福祉部社会福祉課	13	意見13
6) 対象住居	69		○	個別改善検討	福祉部社会福祉課	14	意見14
II-2-2 伊達赤十字病院貸付金	71		○	措置済み	市民部保健センター	15	意見15
II-2-3 伊達市水洗便所改造等貸付金							
(2) 管理状況							
1) 融資手続き	72		○	措置済み	建設部下水道課	16	意見16
2) 回収	72		○	措置済み	建設部下水道課	17	意見17
II-3. 未収入金							
II-3-1 道路占有料、河川及び堤防敷地使用料							
(2) 管理状況							
2) 滞納繰越	74	○		個別改善検討	建設部建設課	18	指摘1
	74	○		個別改善検討	建設部建設課	19	指摘2
II-3-2 温泉使用料							
(2) 管理状況	75		○	個別改善検討	建設部水道課	20	意見18
III. 有価証券							
2. 管理状況							
(2) 監査手続き 1	77		○	個別改善検討	企画財政部財政課	21	意見19
	77	○		個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	22	指摘3
	77	○		個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	23	指摘4
(3) 監査手続き 2	77	○		個別改善検討	経済環境部農務課	24	指摘5
	77		○	個別改善検討	経済環境部農務課	25	意見20
	77		○	認識相違	企画財政部財政課	26	意見21
3. 課題等							
(1) 管理規程	78		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	27	意見22
(2) 役員への就任	78		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	28	意見23
IV. 出資金等							
2. 管理状況							
(2) 監査手続き 1	80		○	個別改善検討	企画財政部財政課	29	意見24
(3) 監査手続き 2	80		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	30	意見25
3. 課題等							
(2) 役員への就任	81		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	31	意見26
V. 外郭団体							
2. 株式会社伊達観光物産公社							
(2) 計算書類							
	84		○	個別改善検討	経済環境部商工観光課	32	意見27
	84		○	個別改善検討	経済環境部商工観光課	33	意見28
	84		○	個別改善検討	経済環境部商工観光課	34	意見29
	84	○		個別改善検討	経済環境部商工観光課	35	指摘6
	85	○		措置済み	経済環境部商工観光課	36	指摘7
(3) 観光物産館の管理状況	85		○	措置済み	経済環境部商工観光課	37	意見30
	85	○		措置済み	経済環境部商工観光課	38	指摘8
	86		○	措置済み	経済環境部商工観光課	39	意見31
3. 伊達市土地開発公社							
(2) 運営							
1) 財務諸表	87	○		個別改善検討	企画財政部財政課	40	指摘9
2) 借入金	87		○	認識相違	企画財政部財政課	41	意見32
3) 基本財産及び預金	87		○	個別改善検討	企画財政部財政課	42	意見33
5) 理事会	88		○	個別改善検討	企画財政部財政課	43	意見34
6) 監事	89	○		措置済み	企画財政部財政課	44	指摘10

包括外部監査結果報告書				措置等対応状況			
項 目	掲載 ページ	指摘	意見	措置等の 対応区分	所管部課	報告書個票	
						ページ	整理No.
VI. 基金							
(3) 管理状況							
2) 運用	92		○	個別改善検討	企画財政部財政課	45	意見35
3) 取崩し	92		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	46	意見36
4) 記帳	92		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	47	意見37
(4) 個別の基金							
VI-7. 伊達市大滝区振興基金							
①レイクカウチン中学生派遣事業	96		○	個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	48	意見38
②いきいきデイサービス事業	97		○	個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	49	意見39
VI-8. だて食の物語基金	98		○	個別改善検討	企画財政部企画課	50	意見40
VI-9. 伊達市福祉基金	99		○	個別改善検討	福祉部高齢福祉課	51	意見41
VI-10. 養護老人ホーム福祉基金	99		○	個別改善検討	福祉部高齢福祉課	52	意見42
VI-11. 伊達市産業振興基金	100		○	措置済み	経済環境部農務課	53	意見43
VI-12. 伊達市漁業振興基金	100		○	個別改善検討	経済環境部水産林務課	54	意見44
VI-13. 伊達市運動公園推進基金	101		○	措置済み	建設部都市整備課	55	意見45
VI-19. 伊達市スポーツ振興基金	104		○	措置済み	教育部生涯学習推進課	56	意見46
VI-22. 伊達市介護給付費準備基金	107	○		個別改善検討	福祉部高齢福祉課	57	指摘11
	107		○	全庁改善検討	福祉部高齢福祉課	58	意見47
VI-23. 伊達市土地開発基金	108		○	認識相違	企画財政部財政課	59	意見48
VII. 財産の貸与							
3. 伊達市の事例検討							
(2) 契約	112		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	60	意見49
(3) 譲渡の検討	112		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	61	意見50
4. 個別の貸付							
VII-1. ワークプラザ							
(3) 課題等	113		○	個別改善検討	経済環境部商工観光課	62	意見51
VII-2. 胆振西部隔離病舎							
(2) 使用状況等	113		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	63	意見52
(3) 課題等	114		○	個別改善検討	市民部保健センター	64	意見53
VII-4. 福祉会館等							
(2) 使用状況等	115	○		全庁改善検討	企画財政部財政課	65	指摘12
	115		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	66	意見54
	115		○	個別改善検討	総務部総務課	67	意見55
(3) 課題等	115		○	個別改善検討	総務部総務課	68	意見56
VII-5. 大滝民間借地	116		○	個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	69	意見57
VII-6. 水産産業用施設							
(2) 使用状況等	118		○	個別改善検討	経済環境部水産林務課	70	意見58
	118	○		個別改善検討	経済環境部水産林務課	71	指摘13
	118		○	個別改善検討	経済環境部水産林務課	72	意見59
	118		○	個別改善検討	経済環境部水産林務課	73	意見60
(3) 課題等	119		○	個別改善検討	経済環境部水産林務課	74	意見61
VII-7. 地熱きのこセンター							
(2) 使用状況等	120	○		個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	75	指摘14
(3) 課題等	121		○	個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	76	意見62
5. 行政財産の目的外使用	123		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	77	意見63
VIII. 用地取得							
(3) 伊達市土地開発公社							
3) 市から購入依頼された土地	126	○		全庁改善検討	企画財政部財政課	78	指摘15
	126		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	79	意見64
4) 保有土地							
②A. 道営住宅建設用地	127	○		全庁改善検討	企画財政部財政課	80	指摘16
	127		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	81	意見65
	127		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	82	意見66
	127		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	83	意見67
③B. 泉の沢公園用地	128	○		個別改善検討	企画財政部財政課	84	指摘17
	128		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	85	意見68
	128	○		認識相違	企画財政部財政課	86	指摘18
④C. 福祉施設用地、D. 街路事業	129	○		個別改善検討	企画財政部財政課	87	指摘19
⑤E. 長和工業団地	129	○		個別改善検討	企画財政部財政課	88	指摘20
⑥F. 街路事業代替地	129		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	89	意見69
(4) 土地開発基金	131		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	90	意見70
	131		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	91	意見71
(5) 公共用地先行取得特別会計	133		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	92	意見72
(6) 遊休土地及び低利用土地の管理	133		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	93	意見73

包括外部監査結果報告書				措置等対応状況			
項 目	掲載ページ	指摘	意見	措置等の対応区分	所管部課	報告書個票	
						ページ	整理No.
IX. 備品							
3. 検証手続							
(1) 備品簿							
指摘事項 A	134	○		全庁改善検討	企画財政部財政課	94	指摘21
指摘事項 B	135	○		全庁改善検討	企画財政部財政課	95	指摘22
指摘事項 C	135	○		全庁改善検討	企画財政部財政課	96	指摘23
意見 C	135		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	97	意見74
意見 D	135		○	認識相違	企画財政部財政課	98	意見75
意見 E	135		○	個別改善検討	教育部学校教育課	99	意見76
指摘事項 F	135	○		全庁改善検討	企画財政部財政課	100	指摘24
意見 G	136		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	101	意見77
意見 H	136		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	102	意見78
意見 I	136		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	103	意見79
(2) 重要備品	136		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	104	意見80
4. 課題等	137		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	105	意見81
X. 施設							
2. 指定管理者制度							
(5) 検討ポイント							
2) 審査	141		○	全庁改善検討	総務部職員法制課	106	意見82
	141		○	全庁改善検討	総務部職員法制課	107	意見83
3) 評価基準	141		○	全庁改善検討	総務部職員法制課	108	意見84
	141		○	全庁改善検討	総務部職員法制課	109	意見85
8) 事後評価	142		○	全庁改善検討	総務部職員法制課	110	意見86
3. 個別の施設							
X-3-1 伊達市消防・防災センター							
	145		○	個別改善検討	総務部総務課	111	意見87
(3) 使用状況等	145		○	全庁改善検討	企画財政部財政課	112	意見88
	146		○	個別改善検討	総務部総務課	113	意見89
(4) 課題等	147		○	個別改善検討	総務部総務課	114	意見90
X-3-2 伊達市防災備蓄センター							
(3) 課題等	148		○	個別改善検討	総務部総務課	115	意見91
X-3-3 職員住宅・教職員住宅							
(2) 使用状況等	150		○	個別改善検討	職員法制課職員係、教育部学校教育課	116	意見92
(3) 検討	150		○	個別改善検討	職員法制課職員係、教育部学校教育課	117	意見93
	150		○	個別改善検討	総務部職員法制課	118	意見94
4. 公の施設							
X-4-1 墓地							
(2) 使用状況等	152		○	個別改善検討	経済環境部環境衛生課	119	意見95
	153		○	個別改善検討	経済環境部環境衛生課	120	意見96
(3) 課題等	154		○	認識相違	経済環境部環境衛生課	121	意見97
	154		○	個別改善検討	経済環境部環境衛生課	122	意見98
X-4-2 火葬場							
	157		○	個別改善検討	経済環境部環境衛生課	123	意見99
	157		○	個別改善検討	経済環境部環境衛生課	124	意見100
(3) 使用状況等	157		○	個別改善検討	経済環境部環境衛生課	125	意見101
	158	○		対応困難	経済環境部環境衛生課	126	指摘25
	158		○	個別改善検討	経済環境部環境衛生課	127	意見102
(4) 課題等	159		○	個別改善検討	経済環境部環境衛生課	128	意見103
	159		○	個別改善検討	経済環境部環境衛生課	129	意見104
X-4-3 有珠生活館							
(2) 使用状況等	161	○		措置済み	福祉部社会福祉課	130	指摘26
(3) 課題等	162		○	個別改善検討	福祉部社会福祉課	131	意見105
X-4-4 放課後児童クラブ							
(2) 使用状況等	163		○	措置済み	福祉部児童家庭課	132	意見106
	164		○	措置済み	福祉部児童家庭課	133	意見107
(3) 課題等	164		○	個別改善検討	福祉部児童家庭課	134	意見108
X-4-5 旭町児童館・地域交流館							
(2) 使用状況等	166	○		措置済み	福祉部児童家庭課	135	指摘27
	166		○	措置済み	福祉部児童家庭課	136	意見109
(3) 課題等	167		○	措置済み	福祉部児童家庭課	137	意見110
X-4-6 伊達市養護老人ホーム（潮香園）							
	168	○		個別改善検討	福祉部高齢福祉課	138	指摘28
	168		○	個別改善検討	福祉部高齢福祉課	139	意見111
(2) 使用状況等	169		○	認識相違	福祉部高齢福祉課	140	意見112
	169		○	措置済み	福祉部高齢福祉課	141	意見113
	170		○	対応困難	福祉部高齢福祉課	142	意見114
(3) 課題等	170		○	認識相違	福祉部高齢福祉課	143	意見115

包括外部監査結果報告書				措置等対応状況			
項 目	掲載 ページ	指摘	意見	措置等の 対応区分	所管部課	報告書個票	
						ページ	整理No.
X-4-8 弄月館							
(3)課題等	174		○	対応困難	経済環境部農務課	144	意見116
X-4-9 伊達市堆肥センター							
	175		○	認識相違	経済環境部農務課	145	意見117
(2)使用状況等	175		○	個別改善検討	経済環境部農務課	146	意見118
	175		○	個別改善検討	経済環境部農務課	147	意見119
	175	○		個別改善検討	経済環境部農務課	148	指摘29
	176		○	個別改善検討	経済環境部農務課	149	意見120
(3)課題等	176		○	個別改善検討	経済環境部農務課	150	意見121
X-4-10 市民農園							
(3)課題等	179		○	個別改善検討	経済環境部農務課	151	意見122
X-4-11 公共牧野							
(3)課題等	182		○	認識相違	経済環境部農務課	152	意見123
X-4-12 木質ペレットプラント							
(2)使用状況等	185	○		個別改善検討	経済環境部水産林務課	153	指摘30
	185	○		個別改善検討	経済環境部水産林務課	154	指摘31
	185		○	個別改善検討	経済環境部水産林務課	155	意見124
	186	○		措置済み	経済環境部水産林務課	156	指摘32
	186		○	措置済み	経済環境部水産林務課	157	意見125
	186		○	措置済み	経済環境部水産林務課	158	意見126
(3)課題等	187		○	個別改善検討	経済環境部水産林務課	159	意見127
X-4-13 フィッシャーナ(フレッジャーホート用係留施設)							
(2)使用状況等	189	○		措置済み	経済環境部水産林務課	160	指摘33
	190		○	措置済み	経済環境部水産林務課	161	意見128
(3)課題等	190		○	個別改善検討	経済環境部水産林務課	162	意見129
X-4-14 伊達市観光物産館							
(3)課題等	191		○	個別改善検討	経済環境部商工観光課	163	意見130
X-4-15 コミュニティセンター							
(3)課題等	194		○	個別改善検討	総務部総務課	164	意見131
5. 大滝の施設							
X-5-1 大滝ケーブルテレビ(公の施設)							
(2)使用状況等	196		○	個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	165	意見132
	197		○	個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	166	意見133
	197		○	個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	167	意見134
(3)課題等	198		○	個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	168	意見135
X-5-2 国際交流ゲストハウス(公の施設)							
(2)使用状況等	199		○	全庁改善検討	教育部生涯学習推進課	169	意見136
X-5-3 大滝工芸館(公の施設)							
(2)使用状況等	200	○		個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	170	指摘34
	200		○	個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	171	意見137
	201	○		個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	172	指摘35
(3)課題等	202		○	個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	173	意見138
6. 遊休施設							
X-6-1 新規漁業就業予定者住宅							
(4)課題等	204		○	個別改善検討	経済環境部水産林務課	174	意見139
X-6-2 森林せせらぎ館(公の施設)							
(3)課題等	205		○	個別改善検討	大滝総合支所地域振興課	175	意見140
XI. 公園							
(1)管理状況							
2)修繕	208		○	個別改善検討	建設部都市整備課	176	意見141
3)遊具	209		○	個別改善検討	建設部都市整備課	177	意見142
5)台帳等							
①都市公園	209	○		措置済み	建設部都市整備課	178	指摘36
	209		○	措置済み	建設部都市整備課	179	意見143
③その他の公園	210		○	全庁改善検討	建設部都市整備課	180	意見144

包括外部監査結果報告書				措置等対応状況				
項 目	掲載ページ	指摘	意見	措置等の対応区分	所管部課	報告書個票		
						ページ	整理No.	
XII. 市営住宅								
1. 伊達市の公営住宅								
(2) 管理戸数等	212		○	個別改善検討	建設部住宅課	181	意見145	
4. 市営住宅の運営								
(1) 相談・苦情	220		○	措置済み	建設部住宅課	182	意見146	
	220		○	個別改善検討	建設部住宅課	183	意見147	
	221		○	措置済み	建設部住宅課	184	意見148	
	221		○	全庁改善検討	建設部住宅課	185	意見149	
(2) 居住者に提出を求める書類	222	○		個別改善検討	建設部住宅課	186	指摘37	
	222		○	個別改善検討	建設部住宅課	187	意見150	
(3) 共用部の管理	223		○	個別改善検討	建設部住宅課	188	意見151	
	224		○	対応困難	建設部住宅課	189	意見152	
5. 契約事務								
(1) 修繕	226		○	個別改善検討	建設部住宅課	190	意見153	
6. 入居								
(1) 入居資格	228		○	個別改善検討	建設部住宅課	191	意見154	
(3) 公募手続の概要	232		○	個別改善検討	建設部住宅課	192	意見155	
(4) 抽選手続きの検討								
2) 入居方法の検証	233		○	対応困難	建設部住宅課	193	意見156	
	233		○	個別改善検討	建設部住宅課	194	意見157	
3) 住み替え	234		○	対応困難	建設部住宅課	195	意見158	
	234		○	措置済み	建設部住宅課	196	意見159	
4) 駅前団地建替入居	235		○	認識相違	建設部住宅課	197	意見160	
	235		○	措置済み	建設部住宅課	198	意見161	
6) 大滝区	236		○	個別改善検討	建設部住宅課	199	意見162	
(5) 入居手続き	236		○	個別改善検討	建設部住宅課	200	意見163	
	236		○	個別改善検討	建設部住宅課	201	意見164	
7. 退去								
(2) 監査手続き	239		○	認識相違	建設部住宅課	202	意見165	
	239		○	措置済み	建設部住宅課	203	意見166	
	239		○	措置済み	建設部住宅課	204	意見167	
(3) 市からの明渡し請求による退去								
1) 類型	240		○	個別改善検討	建設部住宅課	205	意見168	
	241		○	個別改善検討	建設部住宅課	206	意見169	
	241		○	措置済み	建設部住宅課	207	意見170	
2) 退去命令による家賃の特例	241		○	措置済み	建設部住宅課	207	意見170	
8. 家賃（住宅使用料）								
(5) 利便性係数	246		○	個別改善検討	建設部住宅課	208	意見171	
(6) 収入の把握	247		○	措置済み	建設部住宅課	209	意見172	
	247		○	認識相違	建設部住宅課	210	意見173	
9. 減額及び免除、支払猶予								
(2) 伊達市の執行状況	252		○	個別改善検討	建設部住宅課	211	意見174	
10. 滞納家賃徴収事務								
(4) 監査手続き	254		○	個別改善検討	建設部住宅課	212	意見175	
	254		○	個別改善検討	建設部住宅課	213	意見176	
11. 敷金・保証金								
(1) 敷金の性格								
	① 目的	255		○	認識相違	建設部住宅課	214	意見177
	③ 対象	255		○	対応困難	建設部住宅課	215	意見178
(2) 条例	256		○	個別改善検討	建設部住宅課	216	意見179	

	指摘	意見	計
合計	37	179	216

●対応区分別集計

	指摘	意見	計
措置済み	8	25	33
個別改善検討	20	91	111
全庁改善検討	7	42	49
認識相違	1	14	15
対応困難	1	7	8
その他	0	0	0
計	37	179	216

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ	25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等	21 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 1
区分	大分類	主要施設の現況		
	中分類	公営住宅		
	小分類	—		
所管部課	建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容	<p>市営住宅は伊達市施設の建物面積の約3割を占めており、その更新には後述するとおり多額の費用を要するとみられる。その一方で、今後は人口減少が確実に進んでいくとみられる。人口動向を十分踏まえ、住宅戸数の適正化を着実に進める必要がある。また、持続的な地域社会の形成を考慮すれば、公営住宅の更新計画の策定にあたり、子育て支援などの課題についても考慮する必要がある。</p>			
措置等の対応区分	<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
	<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容	<p>平成25年に国立社会保障・人口問題研究所から発表された「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」では、2040年の本市の人口は現在から約1万人減少し26,300人程度になると推計されています。</p> <p>このような人口減少は、本市に限った問題ではありませんが、今後少子高齢化が着実に進展していくものと考えています。</p> <p>そのため、本市では、老朽化が著しい市営住宅の統廃合により、住宅戸数の適正化を進める一方で、市営住宅への優先入居など、子育て世帯の支援拡充も検討しなければならない重要な課題と考えています。</p> <p>今後は、庁内に設置する検討委員会や市営住宅審議会における議論のほか、市民の皆さんの意見(パブリックコメント)を踏まえた「市営住宅マスタープラン」を平成26年度中に策定し、公営住宅のあり方を検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)				

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		28 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 2
区分	大分類	主要施設の現況			
	中分類	学校			
	小分類	—			
所管部課		教育部学校教育課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>1校当たりの学級数に関する方向付けに加え、今後の人口減少なども踏まえると、児童生徒の教育環境の整備という視点から、ある程度学校規模の適正化を図っていくことは不可避と考えられる。もちろん、地理的な条件や、小中一貫校(星の丘小学校)、特認校(関内小学校)といった学校特性などには十分配慮する必要があるが、地域住民と十分協議しながら、円滑な学校統廃合を進めていく必要がある。</p> <p>また、伊達市においては、公共施設マネジメントにかかる取り組みはこれからであるが、先進事例をみると、学校施設をコミュニティの拠点として位置付け、建て替えや空き教室の利用などを通じて、学校及び学校周辺にコミュニティ施設を集約して、多世代交流を可能とする施設づくりを目指す動きが主要な方向性の一つとして提起されてきている。こうした状況を踏まえると、伊達市においても、コミュニティ関連の公共施設の配置見直しに当たっては、こうした方向性を取り入れていく必要があり、そのためにも基礎となる小学校区の規模の均等化・適正化が求められている。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input checked="" type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>学校規模の適正化については、伊達市学校適正配置基本方針及び実施計画に基づき、平成22年に長和中、有珠中を光陵中に統合しており、現在は、基本方針等において統廃合を進めるとされた規模となる達南中を伊達中に統合するため、PTAや地域との協議を行っています。また、小学校においても、児童数の状況を見ながら、統合を進めていく考えです。</p> <p>老朽化の進んでいる学校については、今後、改修、改築の計画を立てる上で、地域に開かれた学校とするため、多世代交流を可能とするコミュニティの場としての整備も必要と考えますが、小学校区の規模の均等化(学区の変更)については、地域の歴史的な背景を考えると困難と考えています。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		37 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 3
区分	大分類	主要施設の現況			
	中分類	その他施設			
	小分類	放課後児童クラブ			
所管部課		福祉部児童家庭課			
指摘事項 又は意見の内容		放課後児童クラブは、保育所と並んで子育て支援のための重要な施設であり、小学校との連携を進めることなどにより、積極的に環境改善を行っていく必要がある。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>子ども・子育て支援法により本年度中に策定することとなっている「伊達市子ども・子育て支援事業計画」及びこの計画を補完するために策定する「放課後児童クラブ再編計画」において、平成27年度から放課後児童クラブの利用対象児童が現状概ね10歳未満の児童から小学6年生まで拡大されることにより増加が見込まれる児童の受入施策や、現在旧教員住宅を改修して利用している施設の老朽化に伴う施設の移転や建替えを検討する等、保育環境の改善を図る計画を策定することとしています。</p> <p>また、学校の施設利用については、教育委員会とともに小学校への聞き取り調査を実施しており、近年の特別支援学級の増加に伴い余裕教室(空き教室)は皆無の状態であることを確認しているため、早急な利用は困難な状況ですが、今後とも児童数の推移を見ながら、教育委員会及び学校と検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ	25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等	38 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 4
区分	大分類	主要施設の現況		
	中分類	その他施設		
	小分類	宮尾登美子文学記念館		
所管部課	教育部文化課			
指摘事項 又は意見の内容	宮尾登美子文学記念館は、直営施設であり、入場を無料にしても入場者減少に歯止めがかかっていない。このまま減少傾向が続いた場合には、施設の廃止も視野に入れて、施設の在り方に関する検討を行う必要がある。			
措置等の対応区分	<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
	<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容	宮尾登美子文学記念館は、ご指摘のとおり入場者数の減少に歯止めがかかっていない状況です。 平成25年度は、物産館に来られるお客さんの目に入りやすいように、大手門横に設置していた案内看板を物産館横に移動し、朗読会とミニコンサートを一緒に開催する等の努力は行いましたが入場者数を増やすまでには至っていません。 今年度を実施する総合文化館の基本設計に、黎明観、宮尾登美子文学記念館を含めた活用の構想を求めることとしており、今後、総合文化館検討委員会で文学記念館のあり方を含めた議論を行い、文学記念館にこだわらない活用方法を検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)				

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		39 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 5
区分	大分類	主要施設の現況			
	中分類	その他施設			
	小分類	B&G 海洋センター			
所管部課		教育部生涯学習推進課			
指摘事項 又は意見の内容		B&G 海洋センターについては、施設の老朽化が進み、すでにプール利用を休止していることに加え、利用水準も低いことなどを勘案すると、大規模な補修工事によって一定の効果を上げることは困難とみられ、施設の早期廃止が妥当と考えられる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>体育館、プール及び艇庫の施設からなるB&G海洋センターは、B&G財団より昭和60年に無償譲渡された施設のため、廃止にあたってはB&G財団と協議する必要があります。</p> <p>平成19年から利用を休止していましたプール施設は、正式に廃止することとしましたが、その他施設は、可能な範囲で利用を続けていきたいと考えています。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の 該当ページ等		39 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 6
区分	大分類	主要施設の現況			
	中分類	その他施設			
	小分類	旧大滝村における集会施設			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		旧大滝村における集会施設は施設数も多く、合併して一定期間がたった今日の日でみれば、旧自治体間のサービス水準の大きな差異は看過できず、施設配置の見直しを通じて、早急に改善していく必要がある。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応 の内容		集会所については、住民の意見を聞きながら、公共施設等総合管理計画の策定に併せて、統廃合や改修について検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		45 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 7
区分	大分類	主要施設の現況			
	中分類	水道			
	小分類	—			
所管部課		建設部水道課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>合併して一定年数が経っているにもかかわらず、料金体系が旧自治体区域ごとに大きく異なる上に、本来コストが高い旧大滝村の方が、料金が安いままである状況にある。早期に料金体系の統一化を図る必要があり、これは下水道についても同様である。</p> <p>また、簡易水道について、水道に統合し、地方公営企業法の適用を図っていく必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>平成18年の伊達市と旧大滝村との合併協定では、上下水道料金の統一期限を平成27年度としており、平成26年度中に改定案を水道課内部で検討し、平成27年度中に庁内調整を経て上下水道経営審議会に諮り住民説明会及びパブコメを実施し、平成27年第4回定例会において議会提案という日程で対応していく予定です。</p> <p>簡易水道の地方公営企業法の適用については、数年の調査及び準備期間と相当額の業務委託料が発生する懸念がありますが、総務省の研究会で検討が行われており、近々方針が示される予定ですので、その方針に沿って対応します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		56 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 8
区分	大分類	施設の更新に向けた課題			
	中分類	今後の更新投資額の推計			
	小分類	—			
所管部課		建設部建設課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>建物施設、上下水道にかかる更新費用は、現在の投資的経費の支出水準からみると、持続可能な金額とは言えない。今後、施設の廃止や集約化、さらには長寿化などに取り組み、年平均額の更新額を低減させる取り組みが不可欠になると考えられる。</p> <p>道路や橋梁なども含めた施設全般に関して、いわゆる公共施設マネジメントの導入について、鋭意取り組んでいく必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>上下水道、公園、公営住宅、道路、橋梁については、策定済みの「長寿命化計画」により、インフラのメンテナンスを行っています。平成26年5月21日付で国土交通省がとりまとめた「インフラ長寿命化計画(行動計画)」により、今後はライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取組に留まらず、更新を含め、将来にわたって必要なインフラ機能を発揮し続けるための取組を行うことを求めており、本市としても、この行動計画に沿った取組を進めます。</p> <p>また、施設の集約化等についても、市の将来計画や各地域の実情等を勘案し、検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		63 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 9
区分	大分類	債権			
	中分類	債権管理			
	小分類	—			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>伊達市での使用料等の入金管理は、各課のシステムなどから算出された調定額をもとに納付書と収入原簿を作成し、会計課からの入金報告に基づき、収入原簿に収入年月日、収納等を記載し、ページ毎に月別入金額をメモ書きし、合計して毎月の入金額などの管理票を作成することを原則としている。</p> <p>会計処理される調定額と、収入額及びその差額である収入未済額の合計額と照合することで、手作業で行う入金消込額との整合性は検証できるが、収入件数の多い部署では、この事務処理手数が多大になっている。</p> <p>また、収納件数の多い部署では、計算から回収管理まで、独自の管理システムで行うことが多く、この場合は、システムにより収入原簿に代えることもできる。しかし、その場合も、入金情報を直接取り込める場合は限定されており、会計課からの入金情報を別途入力する必要がある。このため、事務手数が二重になるほか、入金を確認してから請求に入るため、請求事務に移るタイミングが遅れたり、入金の事実を把握できないまま、催告などを行う可能性も高くなる。</p> <p>収入原簿の入金消込が自動的に行われるような入金管理システム導入の検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>使用料及び手数料にかかる入金事務については、財務会計システムにより入金管理ができるよう検討します。なお、平成27年度からの新財務会計システム導入時に、入金管理等の帳票等を含め整理します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		65 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 10
区分	大分類	債権			
	中分類	私債権の管理条例			
	小分類	—			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>私債権に関する条例制定</p> <p>伊達市では、債権の項に記載したように、債権回収に関する協議会を設置し、市債権回収の徹底を図っているが、強制徴収権のある債権と、私債権の取り扱いは異なる。私債権の管理、回収全般に関する条例制定につき、検討を行うことが望まれる。</p> <p>また、債権の処理には、実態についてなど、担当者の判断が必要な場合もあり、判断が担当者によって大きく異なること、また判断した根拠を示すことが求められる。この基準等を明確にした下位規定の策定が必要である。また、判断を伴う場合は、チェックリストなどの書式を作成し、これに記入のうえ承認を受けた上で処理を行い、書式は証拠書類とともに一定期間保管する、などの運営体制も整備する必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市の債権は、「強制徴収公債権」や「非強制徴収公債権」、「私債権」の3つに分類されます。</p> <p>地方税の滞納処分の例により債権処理が可能で、執行停止や不納欠損処分が容易な「強制徴収公債権」や、時効経過で債権自体が自動消滅する「非強制徴収公債権」とは異なり、私債権(住宅使用料・水道料金など)は、地方自治法の規定で債権放棄に対する市議会の議決が必要とされるなど手続きが他の債権に比べて厳格になっています。</p> <p>いずれの債権も根拠法令の違いはあれ、不納欠損処分は可能ですが、その判断をする上で重要な「調査権」が他の債権に比べ、私債権は脆弱です。</p> <p>今後は、滞納額(収入未済額)の圧縮に向けて、より一層滞納整理を強化する一方で、徴収困難な債権の取扱いについては、安易な債権放棄につながるがないよう、他市町村の状況も参考にしながら取扱要綱等のマニュアル整備を進めます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		67 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 11
区分	大分類	貸付金			
	中分類	アイヌ住宅新築等貸付金			
	小分類	管理状況			
所管部課		福祉部社会福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		貸付制度の運用実態にあわせ、違約金免除規定を設けるなどの条例改正が望ましい。そのうえで、原則は延滞金を課すが、計画的に返済していたり、生活の困窮などにより猶予が妥当な場合に猶予する制度の導入が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		伊達市アイヌ住宅新築資金等貸付条例第13条の違約金については、同条例のただし書に、特別な理由があると認められたときは、違約金の全部又は一部を免除することができるがありますが、滞納者全員との納付相談ができていない反面、納付相談等により分割納付の実績もあることから、今後は滞納者との接触機会を増やし生活状況を調査したうえで納付相談を行い、違約金に係る条例の見直し、延滞金制度の導入について検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		68 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 12
区分	大分類	貸付金			
	中分類	アイヌ住宅新築等貸付金			
	小分類	管理状況			
所管部課		福祉部社会福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		対象住居に居住していない相続人や、契約書に記載された保証人に対しても請求を行うことを検討することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		対象住居に居住のない相続人及び契約書に記載の保証人と面談し、状況を調査したうえで、請求を行うかについて検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		68 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 13
区分	大分類	貸付金			
	中分類	アイヌ住宅新築等貸付金			
	小分類	管理状況			
所管部課		福祉部社会福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>時効の時点で、一律に不納欠損処理することは、返済している市民との公平性の観点から、妥当とは思われない。時効の時点で、不納欠損の可否を検討し、不納欠損しなかったものについても、時効以降一定期間の経過とともに不納欠損処理するなどの処理の検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>ご意見のとおり不納欠損処理の妥当性は感じていますが、返済している方との公平性、補助事業であることなどの理由により、不納欠損処理を行うまでには至っていない状況ですので、今後、不納欠損の可否及び不納欠損を行うとした場合のルールについて検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		69 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 14
区分	大分類	貸付金			
	中分類	アイヌ住宅新築等貸付金			
	小分類	管理状況			
所管部課		福祉部社会福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		①(家屋が崩壊し、廃墟となっている。)については、返済の免除等の検討、②(家屋はあるが、近隣の住民から「相当年姿を見ない」、とのような案件)については、抵当権を行使することを検討し、検討したうえで市場価値がないため、却ってコストアップになるなどの理由から実施しないとしても、その検討経緯を記録することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		今後、①②とも貸付案件を精査し、個々の対応について償還の免除等を含めて検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		71 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 15
区分	大分類	貸付金			
	中分類	伊達赤十字病院貸付金			
	小分類	—			
所管部課		市民部保健センター			
指摘事項 又は意見の内容		<p>経営改善計画や決算状況は入手しているが、改善計画がどの程度達成され、それがどの程度経営数値に反映されているかの確認をしていない。重要項目である、療養病床の導入にあたっての分析等も入手していなかった。</p> <p>これらについて、監査の資料として要望し、入手した。療養病床の導入による経営改善は、数パターンで試算されている。</p> <p>伊達市は、今後、ヒアリングだけではなく、資料の入手により、経営改善計画とその結果を確認し、長期的な経営の持続可能性を検討したうえで、貸付実施の可否、補助金の額と支給を決定することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		平成25年度決算報告書受領の際に、「経営健全化重点計画に基づく達成状況報告」があり、計画に対する達成状況を確認しています。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年6月26日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		72 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 16
区分	大分類	貸付金			
	中分類	伊達市水洗便所改造等貸付金			
	小分類	管理状況			
所管部課		建設部下水道課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>貸付金は、工事代金の範囲内とされているが、申請書の工事見積のとおりにより工事が実施されたことを確認する手続きは行われていないため、実際の工事金額を上回る貸付けが実施される可能性もある。この種の工事は概ね50万円を超える、とのことであるが、申請書を見ると、50万円を切っているものもある。工事実施報告書や請求書などでの確認手続きの追加が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>請求書の写しを提出してもらい、工事代金の確認を行うこととしました。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		72 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 17
区分	大分類	貸付金			
	中分類	伊達市水洗便所改造等貸付金			
	小分類	管理状況			
所管部課		建設部下水道課			
指摘事項 又は意見の内容		貸付け実施に当たっては、見積額が通常工事額から逸脱していないことの確認が望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		資金貸付申請時に見積書の写しを添付してもらい、市が見積内容の妥当性を確認することとしました。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の 該当ページ等		74 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 1
区分	大分類	未収入金			
	中分類	道路占用料、河川及び堤防敷地使用料			
	小分類	管理状況			
所管部課		建設部建設課			
指摘事項 又は意見の内容		時効は5年であり、強制徴収債権であることから、平成17年以前の債権は、時効により不納欠損するべきであったものと思われる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応 の内容		ご指摘のとおり、平成17年度以前の道路占用料10件(3名分)、河川及び堤防敷地使用料1件(1名分)については、時効が成立していることから、今年度中に不納欠損処理を行います。 ※根拠法令～道路法第73条第5項、河川法第74条第4項			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		74 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 2
区分	大分類	未収入金			
	中分類	道路占用料、河川及び堤防敷地使用料			
	小分類	管理状況			
所管部課		建設部建設課			
指摘事項 又は意見の内容		滞納者でも、滞納に対しては督促しても、翌年度に納付書を送付するのみで、継続して使用している者もあるが、伊達市では、伊達市道路占用規則第12条により、本来は占用を継続させるべきではない。その旨を示し、より厳格な徴収が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>道路占用料の滞納者については、督促通知等の文書催告の他に、電話や訪問での催告を随時実施し指導を行っています。悪質滞納者に対し継続許可は出さないことはもちろんのこと、指導等を行っています。時効が成立しているものについては、今年度中に不納欠損処理を行います。</p> <p>河川及び堤防敷地占用料の滞納者についても、督促通知等の文書催告の他に、電話や訪問での催告を随時実施し指導を行います。伊達市普通河川管理条例第15条第1項第1号の監督処分に基づき、規定に違反した者に対し、許可の取り消し、変更、新たな条件付与等を行うことが可能ですが、占用目的が住宅敷地である場合には撤去を求めることが困難であるため、占用者に対し当該敷地の払い下げを受けるよう促していきます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		75 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 18
区分	大分類	未収入金			
	中分類	温泉使用料			
	小分類	管理状況			
所管部課		建設部水道課			
指摘事項 又は意見の内容		平成25年度分の使用料は納付されている。平成23年1月分からの未納金額が残っている。これは、市の発行する現年度の納付書を用いて納付されるためであるが、債権は時効にかかるものであり、回収は古いものから充当することが原則である。古いものについても交渉し、納付書を発行するなどの対策をとり、少額ずつでも古いものから回収することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		ご指摘のとおり、今後は古いものについても交渉を行い、原則どおり古いものから充当していくような対応に努めます。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		77 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 19
区分	大分類	有価証券			
	中分類	管理状況			
	小分類	—			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		株券は、見出しをつけて管理されているが、株券の枚数も多いものがある。毎年すべてを照合しているとのことであるが、株券の番号、枚数等を記入した封筒に、封印し、以降は封筒が開封されていないことを確認するなど、管理の簡易化を検討することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		意見どおりの方法で管理の簡素化を行います。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		77 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 3
区分	大分類	有価証券			
	中分類	管理状況			
	小分類	—			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		(株)大滝観光公社の株券は保管されておらず、代わりに昭和61年の株式払込み証書が保管されている。株券の状況を会社に確認し、再発行、不所持通知など、株主であることの確認ができる対応が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		(株)大滝観光公社へ株主であることの確認ができるものを作成可能か協議し、可能であれば作成してもらい伊達市で保管します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		77 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 4
区分	大分類	有価証券			
	中分類	管理状況			
	小分類	—			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>(株)大滝観光公社は、純資産がマイナスであり、いわゆる債務超過の現状にある。市が出資した500万円は棄損されている。また、株主総会の議事録が送付されているが、伊達市は議決権を行使していない。</p> <p>伊達市の持分は10%であり、直接経営の意思決定を左右することはできないが、出席のうえ、今後の方針等について質問することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>(株)大滝観光公社へ次回の株主総会開催の確認を行い、可能であれば出席し今後の方針等についての確認を行うよう検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		77 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 5
区分	大分類	有価証券			
	中分類	管理状況			
	小分類	—			
所管部課		経済環境部農務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>(株)北海道畜産公社は、平成24年度の事業報告及び計算書類が入手されていない。これらは会社の状況を知るための重要な資料であり、配当収入とも照合されるべきものである。担当部署でも、管理部署でも保管する必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>ご指摘のとおりです。新年度からは事業報告及び財務書類を入手し、状況把握に努めます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		77 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 20
区分	大分類	有価証券			
	中分類	管理状況			
	小分類	—			
所管部課		経済環境部農務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>7銘柄のうち、(株)クレードル興農は、普通株式のほか優先株式を発行しており、伊達市の保有している株式は優先株式と思われる。優先株式は、通常は、優先的に配当を受ける権利を持つ株式であるが、伊達市は配当を受けていない。これは、会社の利益が少なく、十分な配当財源がないためと推測できるが、配当優先株式であれば、優先して配当を受ける代わりに、議決権など、他の権利が制限されていることがある。通常の場合は、配当を受けられない場合は、優先的な権利もないため、議決権が復帰する。これらの優先内容を記載した文書がファイルされていない。伊達市は、会社に対して有する権利の内容を把握しておく必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>現在、伊達市は(株)クレードル興農の通常株主総会における議決権を有しており、毎年市長が株主総会に出席し、議決権を行使しています。ただし、権利内容を明確にしていけないので、この点については改善します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		77 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 21
区分	大分類	有価証券			
	中分類	管理状況			
	小分類	—			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>(株)室蘭民報社は、旧大滝村で取得していた有価証券であるが、取得経緯が明確でない。また、北海道からの依頼で取得した(株)ドーコン、北海道曹達(株)は、それぞれ取得価格は少額であるが、どのような場合に売却すべきなのか、検討する根拠がない。</p> <p>これらについて、現在出資額を上回る純資産を保持した経営が行われており、配当も受けているため保有することに関し特に問題はないと思われるが、他の持分とあわせ、たとえば反社会的な勢力との取引を行ったり、商品の内容に悪質な偽装を行ったなどの場合には、株式の買い取りを会社に対して請求する、などの行動指針の作成が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>現在7社の有価証券を取得している状況ですが、取得経過は北海道から市町村への全道的な要請、又は公益事業に係る関係自治体への要請等というものが取得理由でした。このことから、出資先団体が仮に経営状況が悪化したり、又は反社会的な行動をとった場合に、本市だけが株式を売ることができるのか、また、出資先団体に係わらず一律にそのような有事の際の行動指針を画一的に決めることができるのか、疑問が残るところです。したがって、出資先団体ごとに有事の際の対処方法を考える方法しかないと考えます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		78 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 22
区分	大分類	有価証券			
	中分類	課題等			
	小分類	管理規定			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>有価証券の管理にあたっては次の点に留意し、管理規定を作成することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得できる場合の条件を明確にする。 ・毎年の株主総会の決議について、株主総会関連資料について市の担当部署で確認し、発言すべき事項や議決内容を決定し、検討証跡を残すなどにより、検討が適正に行われたことを証明可能な状態にする。 ・同招集通知、事業報告、計算書類等の内容につき、純資産の水準や確認すべき事項をあらかじめ定め、担当部署で確認し、その証跡を残す。 <p>それにあたっては、異常と認識すべき事項とそれに対する対応を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配当を受ける場合の財政課への連絡 ・株券の管理 			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		有価証券の管理規定の作成を検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		78 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 23
区分	大分類	有価証券			
	中分類	課題等			
	小分類	役員への就任			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>それぞれ就任には市の施策に照らしても合理性はあるが、取締役现就任する場合、経営責任の一端を担うことになるため、慎重な検討が求められる。</p> <p>財務基盤に問題はないか、内部統制が有効に機能する状況か、などの会社の現況を検討のうえ、就任することに問題はないかの検討が必要である。たとえば、役員報酬の定めがある取締役には就任できないと考えるべきであろう。</p> <p>また、就任後は、取締役会が会社法の規定どおり開催されているか、そこで行われる意思決定は妥当か、について、責任が生じる。これは、市の業務の一環として就任することになるため、個人に帰属すべき責任ではない。議事録の確認を有価証券の管理担当部署などで行い、それについても文書化して事業報告等とともに保管することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>(株)北海道畜産公社は出資自治体の首長が交代で役員に就任しており、クレードル興農(株)は主要工場が本市にあることにより、また、(株)伊達市観光物産公社は本市の産業振興のためのものであることから、役員に就任すること自体には問題はありません。しかし、役員に就任することは、相応の責任が生じるということであり、その責任を果たすように、担当課において事業内容や経営状況の把握に努め、仮に総会等での発言や団体への意見がある場合には、文書化をして決裁を仰ぐ必要があると考えます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		80 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 24
区分	大分類	出資金等			
	中分類	管理状況			
	小分類	—			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		出資証券についても、有価証券と同様に、出資証券の番号、枚数等を記入した封筒に、封印し、以降は封筒が開封されていないことを確認するなど、管理の簡易化を検討することが望まれる。また、出捐については、支出された記録はなんら財産的な価値を持たない。照合は、何らかの権利を行使できる証券の実在性を確認するものであり、出捐についての会計課での照合は不要と思われる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		出資金においては、意見どおりの方法で管理の簡素化を行います。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		80 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 25
区分	大分類	出資金等			
	中分類	管理状況			
	小分類	—			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>4函館営林支局、9北海道信用保証協会、10 北海道農業信用基金協会は、総会資料を入手しておらず、それぞれの団体のホームページで現況を確認している。</p> <p>4函館営林支局は、団体への出資ではなく、国有林の森林を細分化して出資を募ったものであり、函館営林支局との契約による権利であり、他の出資、出捐と異なり、総会資料等の確認は不要と思われる。</p> <p>また、10 北海道農業信用基金協会は、出資とされており、総会資料等による内容確認が必要と思われる。団体に対して、毎年の総会資料を送付するよう、依頼をするべきである。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>4函館営林支局においては、ご意見のとおり、出資金・出捐金ではないことから、決算書類における「財産に関する調書」の「出資による権利」から削除し、出資金・出捐金の管理から外します。</p> <p>9北海道信用保証協会及び10北海道農業信用基金協会においては、それらの団体に総会資料の送付の依頼を行います。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		81 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 26
区分	大分類	出資金等			
	中分類	課題等			
	小分類	役員への就任			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>20団体のうち、外郭団体である伊達市土地開発公社のほか、北海道栽培漁業基金に市長が、室蘭テクノセンターに関連部署の職員が役員に就任している。</p> <p>出資・出捐自体が施策に関連し、総会での発言や、役員就任などの人的関与により、市の意思を反映することになるが、役員の就任については、運営責任の一端を担うことになるため、慎重な検討が求められる。</p> <p>団体の現況を検討のうえ、就任することに問題はないかの検討が必要である。他自治体の関連団体で多額の使途不明金が発生したような事例もあり、内部統制が有効に機能する状況か、などを確認することが望まれる。</p> <p>また、就任後は、団体が法令や定款に沿って運営されているか、そこで行われる意思決定は妥当か、について、責任が生じるが、これは、市の業務の一環として就任することになるため、本来は個人に帰属すべき責任ではない。議事録の確認を有価証券の管理担当部署などで行い、検討した事項と結果についても文書化したうえで、事業報告等とともに保管することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>出資・出捐においてはその大部分が全道的に対応したのですが、伊達市土地開発公社、北海道栽培漁業基金及び室蘭テクノセンターにおいては市の行政施策に基づく重要な団体であることから、それらの団体への出資又は出捐に対して、市の職員等が役員に就任することは合理的であり、特に問題はありません。しかし、役員に就任することは、相応の責任が生じることであり、その責任を果たすように、担当課において事業内容や経営状況の把握に努め、仮に総会等での発言や団体への意見がある場合には、文書化して決裁を仰ぐ必要があると考えます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		84 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 27
区分	大分類	外郭団体			
	中分類	株式会社伊達観光物産公社			
	小分類	計算書類			
所管部課		経済環境部商工観光課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>指定管理者として、市の施設を運営することを目的として設立された法人であるならば、指定管理の実績報告と、会社の計算書類を一致させることで、運営の透明性が高まるのではないかと。このためには、決算時期を合わせることも、また、指定管理の予算と計算書類の表記を合わせることも望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>(株)伊達観光物産公社の決算時期を1月1日から12月31日までとした経緯については、観光物産館のオープンを平成24年4月に控え、準備期間として3ヶ月を設けた関係から続いています。</p> <p>決算時期を3月末に変更する場合、前年度決算と比較することが困難になることや、将来的には、市の施設を運営する以外の業務も想定されることから、当面現状のまま運営しつつ、少し時間をかけ透明性の高まる運営方法に改善します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		84 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 28
区分	大分類	外郭団体			
	中分類	株式会社伊達観光物産公社			
	小分類	計算書類			
所管部課		経済環境部商工観光課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>指定管理者である㈱伊達観光物産公社の設立と伊達市観光物産館の運営を市と一体の事業と考えると、指定管理者に利益が計上されることで税負担分の現金流出が生じることになる。</p> <p>株式会社で内部留保を行い、市の予算外での政策実施を計画している可能性もあるが、そのためには、まず、指定管理委託料なしで利益を上げてからでなければ、市の委託料支出が税として流出することになる。</p> <p>さらには、一般の企業であれば、店舗の賃借料を支払った上で利益を上げるものであり、市の施設の適正な使用料を支払ったのちの利益でなければ、株式会社が上げた利益と考えるべきではない。</p> <p>そう考えると、指定管理委託料は、精算型とすることを検討することが望まれる。その場合、前の期の利益を次年度に精算すると、株式会社の前の期の利益に対しては課税されるので、協定書の規定方法を検討する必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>指定管理は、伊達市観光物産館と黎明観の2つの施設の管理運営に係る費用として算出しています。</p> <p>今後、黎明観の施設の見直し(開拓記念館との統合)が検討されていることから、次回(平成29年度)の指定管理の更新にあわせ、黎明観部分の指定管理を分離するなど抜本的な見直しを進めます。</p> <p>また、観光物産館の指定管理の精算については、経営状況の推移を見据えながら、調査研究を進めます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		84 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 29
区分	大分類	外郭団体			
	中分類	株式会社伊達観光物産公社			
	小分類	計算書類			
所管部課		経済環境部商工観光課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>平成24年12月に終了する第1期事業年度につき、予想よりも収益が上がったことから、(税引き後利益8,420千円)375千円の配当を実施している。配当額は多額とはいえないものの、出資額7,500千円に対する利回りは5%となる。予測よりも大幅に売上高が上がったために配当したものと思われるが、前記のように、伊達市からの委託料を収益計上した上での利益である。民間にも投資を募ったことから、インセンティブの意味もあると思われるが、結果から見ると伊達市の委託料が流出している。慣習的にならないよう、留意することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>配当については、指定管理料とは別に公社の収益により、出資比率の割合に応じて適正に配当されており、問題がないと考えます。 しかしながら、多大な利益が生じることが恒常化するのであれば、指定管理料の算出が適正でないことが考えられますので、算出基準を見直します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		84 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 6
区分	大分類	外郭団体			
	中分類	株式会社伊達観光物産公社			
	小分類	計算書類			
所管部課		経済環境部商工観光課			
指摘事項 又は意見の内容		事業報告及び計算書類について、会社法等に沿った様式で作成された計算書類を入手し、保管する必要がある。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		(株)伊達観光物産公社において、会社法に定められた事業報告及び計算書類(貸借対照表、損益計算書など)の作成は行っていますが、法に定められている一部の書類(株主資本等変動計算書及び個別注記表)について、市で入手し、保管されていなかったことから、提出させるように改善します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		85 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 7
区分	大分類	外郭団体			
	中分類	株式会社伊達観光物産公社			
	小分類	管理状況			
所管部課		経済環境部商工観光課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>毎日の売り上げ集計表のプリントアウトと、現金入金は照合されている。 当日現金で入金されないクレジット、代引き、売掛による売上は、それぞれの数値を売上に入力したうえで、事後に個々に入金されたかのチェックを行っているが、合計額を照合することにより、売上計上に漏れがないか、また、売上に計上された現金以外の売上の後日管理に漏れがないことが確認できる。このためには、毎日クレジット控え、掛け売り伝票の控え、代引きの控えの当日発生分と照合し、照合した証跡を残す必要がある。また、月次の売り上げ合計と各表の合計との照合を行うことにより、後日入金管理が行われていることが確認できる。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>平成26年4月に新たなPOSレジシステムを導入したことにより、日々の照合及び月次の照合を行うことが容易になったことから、適正に確認が行われるように改善しました。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年3月31日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		85 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 30
区分	大分類	外郭団体			
	中分類	株式会社伊達観光物産公社			
	小分類	管理状況			
所管部課		経済環境部商工観光課			
指摘事項 又は意見の内容		月次の棚卸差異表を作成し、棚卸減耗処理につき、承認を得たうえで実施し、差異表を保管することとする。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		ご指摘を頂いた以後は、月次の棚卸差異表を作成し、決裁を受けた後、棚卸減耗処理を実施し、差異表を保管しています。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成25年10月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		85 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 8
区分	大分類	外郭団体			
	中分類	株式会社伊達観光物産公社			
	小分類	管理状況			
所管部課		経済環境部商工観光課			
指摘事項 又は意見の内容		顧客からの依頼で取り置きをする時には、代金の支払い後のものを対象とすることを原則とし、顧客名、とり置き受付時間、取りに来る時間などを記入したメモを目立つ所に貼付するなどのルールを定め、実施することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		ご指摘を頂いたことを踏まえ、改善しました。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成25年10月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		86 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 31
区分	大分類	外郭団体			
	中分類	株式会社伊達観光物産公社			
	小分類	管理状況			
所管部課		経済環境部商工観光課			
指摘事項 又は意見の内容		納品書及び発注書に、必ずしも照合されたことを示す証跡が残っていない。チェックマークなどを入れることにより、照合した記録を残すことが望まれる。また照合した担当者のサインか押印を残すことが望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		ご指摘を頂いたことを踏まえ、改善しました。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成25年10月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ	25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等	87 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 9
区分	大分類	外郭団体		
	中分類	伊達市土地開発公社		
	小分類	運営		
所管部課	企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容	<p>経理基準要綱によると、棚卸資産の評価方法について注記が求められている。開発用土地は、土地を開発して分譲する事業を行う事業者では、棚卸資産と考えるべきであり、「原価法に基づく個別法」等の評価方法についての記載が必要と思われる。</p>			
措置等の対応区分	<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
	<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容	<p>経理基準要綱第4条第1号に定めるところにより、棚卸資産の評価方法を財務諸表に注記するよう検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)				

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		87 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 32
区分	大分類	外郭団体			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	運営			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		事業の一部を公的な開発部分として市が負担することにより、公社分譲部分に利益が発生する構造になっているとすれば、事業間での予算の付け替えが行われるに等しい結果となる。事業区分の方法と分担及び負担について、全体計画で明確にされ、かつ、その実績についても計画と対比され、検討されることが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		用地の先行取得や宅地開発においては、そのときに利用できる制度(以前であれば、土地開発公社、公共用地先行取得特別会計及び土地開発基金)で最も有効であるものを利用しています。現在も利用できる土地開発公社及び土地開発基金は、事業規模が大規模な場合は前者を、小規模な場合は後者を利用する考えがあり、事業区分を振り分けている状況です。(利益の有無により、利用する制度を決めているわけではなく、そもそも、これらの事業を行うに当たり、利益が出ることは少ないです。)			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		87 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 33
区分	大分類	外郭団体			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	運営			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>預金は定期、普通預金ともに伊達信用金庫本店口座におかれている。金融機関の倒産に備え、1つの金融機関への預金を1,000万円以下としたり、余裕資金について、預金に比べ利回りの高い国債などの債権を購入するなどの方法をとる企業もある。これらの施策が必ず必要なわけではないが、資金の運用方法につき、検討を行うことは、公社運営責任を果たすためには必要であると思われる。理事会で運転資金として流動性預金で保有すべき必要額を明らかにし、余裕資金と把握できる額の有無、またその資金運用方法、金融機関の破たんへの対応等の資金計画全般について検討を行い、検討した内容を議事録に記載することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>現在、普通預金口座に置かれている約76百万円の運用方法については、土地開発公社の中期的な事業計画を立て、流動性預金で保有すべき金額を算出するなどの検討をします。また、金融機関の破綻対応についても、預金金融機関の分散の是非も含めて、検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		88 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 34
区分	大分類	外郭団体			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	運営			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>理事及び監事への就任にあたり、市の職員を含め、その役割や責任について十分説明したうえで、就任の承諾を得ることが望ましい。就任承諾書に加え、説明書類を整え、理事監事の役割についてその書類に基づき説明を受けた旨を記載した書類の徴収が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>理事、監事及び職員の就任においては、公社の現況を簡単に説明した上で承諾を得ており、公社の事業内容や経営状況の詳細は理事会において説明を行っていますが、役割や責任のことについては、説明を行っていない状況です。しかし、特殊法人である土地開発公社における理事等が経営上の責任を問われることがあるとは言っても、その責任に見合った身分保障とはなっていないことも事実です。したがって、責任を課するための身分保障の改善の必要性を検討した上で、就任の際の対応(役割及び責任の説明)を検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		89 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 10
区分	大分類	外郭団体			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	運営			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		理事会に監事の出席を求めているが、業務執行の監査を求められることから、監事についても、理事会への案内を行い、議事録にも出席の有無を記載することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		平成26年度の理事会から、監事の出席を求めています。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		92 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 35
区分	大分類	基金			
	中分類	管理状況			
	小分類	運用			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>市は、運用方法のメリット・デメリットを考慮した上で、預金により運用している。伊達市に運用のアドバイスが可能な証券会社等の金融機関はないが、国債は地元の金融機関での購入も可能である。2013年の現況では、景況感が好転していることから、一般的には中長期的に金利上昇することが予想される。長期を見通した運用を検討することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>財産運用による国債の発行については、資産運用のノウハウも必要となり資産管理の面からも難しい状況です。また、少なからずリスク等もあることから、将来を見据えた健全な財政運営を図る観点から、本市としては、次のような財産運用を図り中長期的な財政運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付税措置などがある比較的可利な起債を除き、地方債の発行を一般財源で賄うなど、将来の負担となる起債償還額の抑制を図ります。 ・将来の公共施設等の大規模修繕や有珠山噴火等の災害に備えた利回りの有利な備荒資金組合の積立てなどを活用します。 			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ	25 年度	伊達市の資産管理・運営について			
結果報告書の該当ページ等	92 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No.	36
区分	大分類	基金			
	中分類	管理状況			
	小分類	取崩し			
所管部課	企画財政部財政課				
指摘事項 又は意見の内容	<p>寄附などを受けて目的をもたせ条例制定したものの、結果的に長期間何ら事業を実施していない基金も見られる。長期的な事業計画を策定し、設置目的を達成する見込みのない基金については、他の基金との統合や存続を含め検討することが望まれる。基金のうち、国の制度であるなどの理由により、基金への積み立てや取崩しが規定されているものを除き、3年間基金の目的事業実施のための取崩しのない基金は10であった。(一覧表太字)3年間などの期間を区切り、その間に事業がなかったものについては、基金の在り方を検討する、などのルール化が望まれる。</p>				
措置等の対応区分	<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討		
	<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()		
措置等対応の内容	<p>基金の在り方については、これまでの基金創設の経過等を考慮しつつ、将来を見据えた健全な財政運営を図る観点から、中長期的な視点で、統廃合を含め全庁的に調整を図り検討します。</p>				
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		92 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 37
区分	大分類	基金			
	中分類	管理状況			
	小分類	記帳			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>基金に関する記帳は、各部署で行う。増減記録を、元帳形式の紙ベースのものに記帳している部署もあれば、エクセルなどにより作成している部署もある。</p> <p>記帳内容がまちまちであり、年度毎に区分されていないもの、増加が全て「利息」とされているもの、減少の用途がわかるように明瞭に記載されていないものなども見られる。</p> <p>増減内容が正確に表されるよう、増減の日付、相手先、内容、年度末の残高を記載する様式とし、記帳方法を統一し、内容の確認も担当者以外が行うことが望まれる。また、これらが継続して実施されるよう、記載マニュアルの作成が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		基金管理の方法については、統一した管理方法の構築に向け整理します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		96 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 38
区分	大分類	基金			
	中分類	個別の基金			
	小分類	伊達市大滝区振興基金(レイクカウチン中学生派遣事業)			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>旅行の手配は、随意契約で継続して同じ旅行代理店を利用している。当派遣事業は、友好都市で分散してホームステイにより滞在するなど、通常の団体旅行とも異なるため、慣れている業者でなければできないということが理由であり、中学生を海外に派遣するという事業内容から、安全性を優先することは当然と思われるが、旅費の内訳を入手し、価格が妥当であることの検証は必要と思われる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>今後、見積もり合わせを行います。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		97 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 39
区分	大分類	基金			
	中分類	個別の基金			
	小分類	伊達市大滝区振興基金(いきいきデイサービス事業)			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>当事業の利用者は、結果的に極めて限定された市民となっているが、継続して実施されてきた制度であり、介護予防の意味もあることから、事業は継続することである。現在の利用者に限定することなどの検討も望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>現在の利用者に限定すると、現在の利用者が介護申請をして介護度がついた場合等には事業の利用ができなくなり、事業自体廃止せざるを得なくなるため、今後は、窓口をはじめチラシなどで住民に周知し、閉じこもりを防ぎ、生きがいづくりの援助をすることで要介護状態の予防を図ります。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		98 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 40
区分	大分類	基金			
	中分類	個別の基金			
	小分類	だて食の物語基金			
所管部課		企画財政部企画課			
指摘事項 又は意見の内容		今の寄附の増加状況を見ると、残高が事業の財源となる規模に達するまで増加することも考えにくい。他の基金との併合や、市事業の一部補助にするなど、将来の事業計画に合わせた基金の将来計画の策定が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		ふるさと納税による寄附金の活用を図るという基金創設の目的を念頭に、他の基金との統合を含め、中長期的な視点に立って検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		99 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 41
区分	大分類	基金			
	中分類	個別の基金			
	小分類	伊達市福祉基金			
所管部課		福祉部高齢福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		事業の財源とするには少額である基金を基金として維持するののかについて、他の基金との併合や、廃止も含めた検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		福祉基金は、平成3年～5年にかけて国から交付された普通交付税を基に造成したものであることや、福祉目的の寄附金の受け皿として活用されていることから、そのあり方について検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		99 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 42
区分	大分類	基金			
	中分類	個別の基金			
	小分類	養護老人ホーム福祉基金			
所管部課		福祉部高齢福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		寄附による基金であるが、事業の財源とするには少額である基金を基金として維持するののかについて、他の基金との併合や、廃止も含めた検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		基金としては少額であり、最近では同基金に寄せられる寄附もほとんどないことから、廃止の方向で検討します。ただし、現在の積立分を寄附者の意思に沿い、潮香園のために役立ててから廃止すべきと考えます。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		100 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 43
区分	大分類	基金			
	中分類	個別の基金			
	小分類	伊達市産業振興基金			
所管部課		経済環境部農務課			
指摘事項 又は意見の内容		事業計画と、それに合わせた資金運用計画も同時に策定することが望まれる。また、事業計画が当面策定できない場合にも、資金運用について、より高利の運用ができないかの検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		事業計画については、当市の農業の将来を見据え策定すべきですが、現時点では農協が策定すべき農業ビジョンをはじめ具体的な方向性が示されていません。したがって、現時点ではご意見を踏まえ、より高利である農協での運用とすることとしました。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		100 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 44
区分	大分類	基金			
	中分類	個別の基金			
	小分類	伊達市漁業振興基金			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		事業計画と、それに合わせた資金運用計画も同時に策定することが望まれる。また、事業計画が当面策定できない場合にも、資金運用について、より高利の運用ができないかの検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		事業計画については、当面計画策定予定はありませんが、今後、いぶり噴火湾漁協、漁業者等と協議を行います。 資金運用に関しては、漁業振興ということから漁協へ預金しており、今後も変更する予定はありませんが、より高利で運用できる商品などがあれば変更します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		101 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 45
区分	大分類	基金			
	中分類	個別の基金			
	小分類	伊達市運動公園推進基金			
所管部課		建設部都市整備課			
指摘事項 又は意見の内容		寄附による基金であり、備品の購入などに備えて寄附を受け入れているが、運動公園整備という当初の目的は達成している。他のスポーツ関連の基金との統合など、検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		当初の目的は達成していることから、伊達市運動公園推進基金を廃止しました。今後は、伊達市スポーツ運動基金にて運用を図ります。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年3月31日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		104 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 46
区分	大分類	基金			
	中分類	個別の基金			
	小分類	伊達市スポーツ振興基金			
所管部課		教育部生涯学習推進課			
指摘事項 又は意見の内容		独立した基金として維持する意義は少ない。同種の基金との併合や廃止を視野に入れた検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		同種の基金と思われた運動公園整備の推進を図るための「伊達市運動公園推進基金」を平成25年度をもって廃止しました。今後は、伊達市スポーツ振興基金において、受入れ等対応します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年3月31日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		107 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 11
区分	大分類	基金			
	中分類	個別の基金			
	小分類	伊達市介護給付費準備基金			
所管部課		福祉部高齢福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		改定年である平成21年度、24年度には基金を取崩し、保険料計算を行うべきこととされているが、伊達市では、基金の残高は平成21年の改定前に2億円弱まで増加し、さらに平成24年の改定前には3億円弱まで増加している。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		基金は4期計画終了時点で約2.7億円の残高がありましたが、5期計画(H24～H26年度)期間中で1.5億円程度投入する見込みです。その後の6期計画期間中にも保険料軽減のための取り崩しを見込んでいます。6期計画期間中に保険料が不足した場合は、更に基金を取り崩し補てんしますが、基金がなければ北海道が設置する安定化基金より借入れをすることになり、その次の7期計画で返済を行わなければなりません。そういったことから、規模についての検討は必要ですが、一定程度の規模の金額は積み立てておく必要があると考えます。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		107 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 47
区分	大分類	基金			
	中分類	個別の基金			
	小分類	伊達市介護給付費準備基金			
所管部課		福祉部高齢福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		市は平成24年度から26年度の3か年で1億5千万円の取崩しを計画しているとの事であるが、中長期での資金運用計画を策定することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		現在、基金は、短期資金として会計課の資金調達計画に従い、一般会計へ繰り替え運用を行っていますが、中長期での運用については、今後関係課と検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		108 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 48
区分	大分類	基金			
	中分類	個別の基金			
	小分類	伊達市土地開発基金			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		土地の先行取得のために一定金額を基金残高として残しているが、現金の水準が妥当か、について検討を行い、取崩しの可否、資金運用計画の策定につき、検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		地方自治法で定める基金は、特定目的基金(特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるもの)と定額運用基金(特定の目的のために定額の資金を運用するもの)とに区分され、土地開発基金は定額運用基金に該当します。定額運用基金は原資が一定であることに意義がある基金であり、基金が増加することはあっても減少していくものではなく、現金を取り崩して当該基金の目的以外のことに使用することができないものです。また、基金の中の現金については、他の基金と同様に有効に資金運用している状況です。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		112 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 49
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	事例検討			
	小分類	契約			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		現状では、次表(略)③-Bのパターンに①-Bの契約書が使用されているものなどがある。ほとんどが無償での貸付けであることもあり、問題は発生していないが、イレギュラーな事項が発生した場合には、トラブルの要因となるため、整理が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		現在使用している契約書は、従来からのものを使用していますが、契約内容に応じて契約書の種類を使い分けてはいません。土地又は建物の賃貸借の内容に合わせた標準契約書の作成を検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		112 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 50
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	事例検討			
	小分類	譲渡の検討			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		貸与されている財産の中には、市の行政目的に使用する可能性が低いものも含まれている。前記のように、普通財産であっても、行政目的と関係のない貸付け等を行うことは不相当と考えられ、国庫補助等を受けたなどの理由で、処分が困難なものを除き、使用者への譲渡を検討することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		普通財産において貸付けを行っているものについては、貸付け当初の経過があることから現況だけでは判断ができませんが、使用者への意向確認を行い、購入意向があれば売却を進めている段階です。したがって、過去の経過、購入意向確認を含めて、貸付け普通財産の整理を検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		113 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 51
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	ワークプラザ			
所管部課		経済環境部商工観光課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>当施設の使用にあたり、伊達市では行政財産の目的外使用許可の手続きをとっている。当施設は、シルバー人材センターが利用するために建設された施設であり、長期間の使用を予定している。行政財産の目的外使用は、本来長期間の使用を予定するものではなく、貸付けが適当である。しかし、行政財産を貸し付けるための要件は厳しく、当施設にはあてはまりにくい。市が市の業務のために使用することが予定されていない資産であることから、市から見て行政財産とも言い難く、普通財産としたうえで貸し付けることが適当と思われる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>行政財産として管理する場合、行政財産の目的外使用は一時的な使用を前提とした制度であり、長期安定的な利用を可能とするのであれば、貸付に変える方が妥当です。</p> <p>ワークプラザの財産管理については、高齢者の就業支援を行政目的として建設された施設であり、国の奨励金を財源としていることから行政財産として位置付け、施設の利用がシルバー人材センターの会員に限定されることから、公の施設にはしなかったという経過があります。</p> <p>普通財産による管理は考えられることですが、建設時に国の資金が財源充当されているため、当面の間は行政財産として管理すべきと判断します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		113 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 52
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	胆振西部隔離病舎			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		管財部署で管理されている。使用許可等の更新を失念することのないよう、財政課で、管轄外のものも含む普通財産の使用許可更新リストを作成することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		貸付けを行っている普通財産においては、以前であれば行政目的と全く関係のない用途で使用しているものがほとんどでしたが、最近では、半ば行政目的といえるような用途で使用している場合も多くなっています。このため、普通財産の管理は財政課だけで行うものではなく、行政目的に近い用途で貸し付けている場合は、その担当課において管理をする必要があります。ただし、財政課は財産主管課ということもあるので、全庁的な普通財産の貸付け状況の把握方法や、契約更新を失念することなく行えるような体制づくりを検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		114 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 53
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	胆振西部隔離病舎			
所管部課		市民部保健センター			
指摘事項 又は意見の内容		伊達赤十字病院への譲渡を検討するか、あるいは、伊達赤十字病院が使用を続ける場合の資金負担は、使用者が行う旨の約定を行うことが望まれる。なお、譲渡する場合には、必ずしも有償とする必要はないと思われる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		旧胆振西部隔離病舎は、法改正により市町村に設置の義務がなくなったことから廃止し、その後伊達赤十字病院に無償貸付しているものです。処分に当たっては必ずしも有償とは考えていませんが、建設当時に関係町村より負担金を徴収していることと、建物の残存価格の関係から、当面、無償での貸与を継続する考えです。 なお、伊達赤十字病院が使用を続けることによる資金負担については、使用者側にて負担することについて協議します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		115 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 12
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	福祉会館等			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>賃貸借契約書の様式がまちまちであり、あるものは、市の土地に建物を建設させる場合の使用賃貸借契約書が用いられ、あるものは、建物だけの賃貸借契約を行っている。担当部署では、管財を担当する部署の指示により契約書を作成することから、全庁的に賃貸契約の契約書様式の見直しが必要と思われる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>現在使用している契約書は、従来からのものを使用していますが、契約内容に応じて契約書の種類を使い分けてはいません。土地又は建物の賃貸借の内容に合わせた標準契約書の作成を検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		115 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 54
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	福祉会館等			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>普通財産は通常管財部署で管理されるが、当施設については、管理部署は自治防災課とされている。使用許可の更新を失念することのないように、財政課で、管轄外のものも含む普通財産の使用許可更新リストを作成し、使用許可期限前に、管理部署に更新手続きを行う旨の確認連絡を行うことが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>貸付けを行っている普通財産においては、以前であれば行政目的と全く関係のない用途で使用しているものがほとんどでしたが、最近では、半ば行政目的といえるような用途で使用している場合も多くなっています。このため、普通財産の管理は財政課だけで行うものではなく、行政目的に近い用途で貸し付けている場合は、その担当課において管理をする必要があります。ただし、財政課は財産主管課ということもあるので、全庁的な普通財産の貸付け状況の把握方法や、契約更新を失念することなく行えるような体制づくりを検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		115 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 55
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	福祉会館等			
所管部課		総務部総務課			
指摘事項 又は意見の内容		賃貸期間は、5年間を基本とされているが、建物の老朽化から、契約途中で用途廃止するケースも想定した契約書とすることが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		次期契約時に、意見趣旨を条項に追加します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		115 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 56
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	福祉会館等			
所管部課		総務部総務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>使用不能の判断、除却時の対応について、今まで廃止した施設につき、トラブルは発生していない。使用開始当初と除却時では自治会等の代表者が変わるなどの理由により、コンセンサスの内容が継承されない可能性もある。</p> <p>使用契約書のほか、あらかじめ使用する自治会とコンセンサスの内容についても文書化することにより、トラブルの予防を図ることが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>現在貸し付けている建物は老朽化が進んでいるものもありますが、契約時に現地確認や借受者から建物の状態を聞き取りして貸付けの可否を判断しています。</p> <p>今後は、借受けしている団体の代表者等が変更になった際に、再度契約書の内容確認を行うなどしてトラブルの防止に努めます。</p> <p>なお、当該自治会とは、契約更新時のみならず随時ヒアリングを行い、当該建物の状態を把握し、市と自治会との共通理解を図っています。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		116 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 57
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	大滝民間借地			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		ももとの所有者の、一括して市に買い取ってもらいたいという意図は今となってはわからないが、建物所有者に対する買取り提案の検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		合併時から建物所有者には土地の買取りをお願いしており、平成19年度3件、平成21年度1件、平成23年度1件、平成24年度1件、平成25年度2件の売買契約を交わしました。 引き続き提案していきます。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		118 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 58
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	水産産業用施設			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>今後も使用の可能性のない遊休資産は、用途廃止し、普通財産とするべきである。また、火災や犯罪のリスクもあるので、建物の早急な撤去が望まれる。また、使用可能であるものについては、譲渡が可能か、についても検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>使用可能性のない施設については、用途廃止、財産処分、撤去、財産区分の変更を行います。 また、使用可能な施設についても、現在、譲渡が可能か関係機関と協議を行っています。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		118 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 13
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	水産産業用施設			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		使用中の施設は、行政財産の目的外使用許可及び使用料の減免が行われているが、平成16年から更新されていない。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		普通財産に財産区分の変更を行い、使用料減免手続について更新を行います。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		118 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 59
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	水産産業用施設			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>そもそも、施設は、漁業協同組合の使用を予定して設置されたものであるが、行政財産の目的外使用は、本来長期間の使用を予定するものではなく、貸付けが適当である。行政財産を貸し付けるための要件は厳しく、当施設にはあてはまりにくい。市が市の業務のために使用することが予定されていない資産であることから、市から見て行政財産とも言い難く、普通財産としたうえで貸し付けることが適当と思われる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>現在、譲渡が可能か関係機関と協議を行っており、譲渡等を行わない場合においては、財産区分の変更を行います。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		118 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 60
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	水産産業用施設			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>無償使用であること、許可期間が10年と長いことなどから、許可の更新が失念されていたものと思われる。行政財産の使用許可は担当部署で行われているが、使用許可の更新リストを作成し、管理することが望まれる。</p> <p>また、当施設については、実質的に漁業組合の特定の事業のために使用されており、使用者への譲渡についての検討も望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>現在、譲渡が可能か関係機関と協議を行っており、貸付けを行う場合は、使用許可の更新リスト等による管理を行います。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		119 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 61
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	水産産業用施設			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>もともと、漁業振興のために、漁業協同組合などで使用することを前提として設置された施設であるが、遊休となっているものについては、今後使用しないものは撤去、使用可能なものは使用していた組合への譲渡などの検討が望まれる。使用されているものについても、使用許可の更新を失念しないこと、使用者への譲渡の検討などが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>使用可能性のない施設については、用途廃止、財産処分、撤去、財産区分の変更を行います。使用可能な施設については、現在、関係機関と譲渡が可能か協議を行っており、譲渡等を行わない場合においては、使用許可の更新リスト等による管理を行います。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		120 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 14
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	地熱きのこセンター			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		当初、組合で受託運営されていたものを、いつの時点からか不明であるが、組合員が1者となり、その1者の生産工場として、施設に外形的に手を加えつつ無償で使用されている。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		当初の経緯やどのような条件で組合に委託されていたかは不明ですが、現在は特定の業者が占有使用しており、施設にも手を加えている状況であることから、市として管理していくのは難しい状況であり、売却又は無償譲渡をする方向で業者との協議を進めます。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		121 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 62
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	個別の貸付			
	小分類	地熱きのこセンター			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>きのこが伊達市の特産品として一定の地位を得ている現状から見ると、地熱きのこ産業の育成という施設の設置目的は果たされているものの、時間の経過とともに、特定の企業が市の資産を無償で営利目的事業のために占有使用している現況にあり、速やかな解消が必要である。使用者から使用料を徴収するか、売却するなど、何らかの対応が必要である。少なくとも、固定資産税程度の使用料は徴収するべきであろう。また、市の資産の形状を無許可で変更した可能性があり、当初設計からの変更点も確認する必要がある。いずれにしても、今後は、検討過程を文書化し、決定根拠を説明可能な状態にする必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>当初の経緯やどのような条件で組合に委託されていたかは不明ですが、現在は特定の業者が占有使用しており、施設にも手を加えている状況であることから、市として管理していくのは難しい状況であり、売却又は無償譲渡をする方向で業者との協議を進めます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		123 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 63
区分	大分類	財産の貸与			
	中分類	行政財産の目的外使用			
	小分類	—			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>目的外使用許可の管理状況は、担当部署により異なっている。現在許可を出している案件が一覧化され、把握されていないと思われる部署もある。</p> <p>行政財産の目的外使用のうち、1年～3年のものについて、更新が漏れないよう、一覧表を作成し、年度管理を行うことをルール化し、各課で実施する必要がある。</p> <p>また、その管理が行われていることにつき、財政課等で年度毎に確認するなど、担当課以外により、管理が行われていることを確認することについてもルール化することがより望ましい。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>行政財産の目的外使用許可については、全庁的に統一した管理を行っていないところがあることから、統一した管理に向けた検討を行うとともに、許可更新も遅滞なく行えるようなルール化を検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		126 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 15
区分	大分類	用地取得			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	市から購入依頼された土地			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		土地取得依頼の文言から、土地の処分責任が北海道にあるのか、伊達市にあるのか、伊達市土地開発公社であるのかが不明確になっている。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		平成6年4月に北海道からの依頼により、街路事業(伊達街道1工区)施行に伴い当該事業に係る代替地として伊達市土地開発公社が同年6月に取得したのですが、その後、事業施行中は結果的に代替地として使用することがなく、引き続き現在も未利用地となっていることから、今後、当該所有地の有効利用や処分を含めて検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		126 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 64
区分	大分類	用地取得			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	市から購入依頼された土地			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		個々の取得について、あるいは包括的に協定を締結し、市による買い取りの方法や金額についての原則を明確にすることが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		公社が市等からの依頼により用地取得を行う予定は今のところありませんが、今後、そのような場合に対応できるように、市等による買戻しのルールを検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		127 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 16
区分	大分類	用地取得			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	保有土地(A 道営住宅建設用地)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		道営住宅住民などによる無断駐車は、用地のうち500㎡程度を占め、市の外郭団体である土地開発公社の資産の運用状況としては適当でない。他の住民との公平の観点からも問題である。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		無断駐車状況を把握するとともに、道営住宅を管理している民間事業者等と連携を取りながら、無断駐車がなくなるような措置を検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		127 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 65
区分	大分類	用地取得			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	保有土地(A 道営住宅建設用地)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>道に駐車場用地として購入してもらうか、伊達市土地開発公社の自主事業の用地として駐車場として使用料を徴収するなどの早急な検討が望まれる。</p> <p>これは、シルバー人材センターと保育所が利用していることから、無断駐車か否かが把握しにくいことも原因となっている。前2者については、それぞれ駐車許可書を駐車車両のフロントガラスに置き、それ以外の駐車車両には警告し、車番を記録するなどの方法を取り、市施設の利用者と道営住宅の居住者などの不法占用を区分することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>当該所有地は、現在、市の関連事業として、保育所の職員等駐車場、シルバー人材センター駐車場及び古紙回収庫として使用を許可しています。その施設の利用のためには必要不可欠なものであることから、市から今後も継続して使用したいという意向があります。従って、現状を鑑みると使用許可を出さないということにはなりません。まずは、当該土地の取得依頼の経緯に基づく位置づけを整理し、今後の当該所有地のあり方を検討します。なお、使用許可に伴う車両等の管理方法も併せて検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		127 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 66
区分	大分類	用地取得			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	保有土地(A 道営住宅建設用地)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		市施設の使用部分についても、面積を明確にし、市との間で使用契約の締結が望まれる。特にシルバー人材センター使用部分は、簡易に区切って使用されており、センターの運営に必要な部分であれば、市で買い取るなどの検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		現在の使用許可という方法で手続的には充分であると考えていますが、現地の使用部分が必ずしも明確にはなっていないことから、その区分を明確にする必要があると考えます。また、シルバー人材センターの使用部分については、担当課と協議を行い、今後のあり方を検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		127 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 67
区分	大分類	用地取得			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	保有土地(A 道営住宅建設用地)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>以上検討したとおり、この土地は道、市、それぞれの施設の駐車場として利用されており、現況を放置するのではなく、道を含めた関係者と協議のうえ、利用状況と必要性を整理し、それぞれ売却か使用契約を結ぶなど、使用状況に合わせた整理が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>まずは、取得依頼当時の状況も整理した上で、今後、当該所有地のあり方をどのようにしたら良いのか、また、現在の使用状況を勘案して、市が今後どのように使用していくのかなど横断的に検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		128 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 17
区分	大分類	用地取得			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	保有土地(B 泉の沢公園用地)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		土地台帳によると、平成12年度に他事業利益から当事業補償費の1億円の流用が行われ、平成12年度利益と当土地帳簿価格が1億円ずつ過小に表示されている。その結果、平成25年度末日でも、資産である公有用地と資本の部前期繰越準備金が1億円ずつ過小に計上されている。このように、承認を得て実施された振替であるが、公園用土地として別途実施されている事業であるから、過年度損益修正として原価を是正することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		経理上の問題を整理し、適切な処理を検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		128 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 68
区分	大分類	用地取得			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	保有土地(B 泉の沢公園用地)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		補償費が多額であることもあり、市による取得原価での買い取りの可能性が低いのであれば、公用土地から特定土地への振り替えと、会計上の減損処理の検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		当該土地は市街化調整区域であり、また、取得原価に補償費が上乗せされていることにより、このままでは、売却できる可能性は低いと考えます。今後、公園用地として市への買戻しが可能なかどうかを検討します。また、仮に市が買戻しを行わないと決定したときは、公有土地から特定土地へ振り替えます。会計上の減損処理についても併せて検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		128 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 18
区分	大分類	用地取得			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	保有土地(B 泉の沢公園用地)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		当土地内に、無断で木柵を設置し道議会議員のポスターが掲示されている。設置者に対し、使用許可と使用料の支払いを求めるべきである。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		ポスターが掲示されていた場所は、公社所有地付近でしたが、実際には公社所有地に掲示されていたかは定かではありません。(現在は、その場所に掲示はされていません。)			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		129 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 19
区分	大分類	用地取得			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	保有土地(C 福祉施設用地、D 街路事業)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>土地開発公社経理基準要綱によると、特定土地については、時価が取得価格より著しく下落している場合は、時価をもって貸借対照評価額とすることとされている。また、半額以下になった場合は著しい下落とみる、とされている。一般企業の決算慣行では、売却が決定された時点で、売却予想額が取得価格を下回る場合、時価による評価を行う。C・Dについては、決算時には売却を予定した科目変更が行われ、決算処理中に帳簿価格を下回る売却価格が確定しており、Cについては特に、半額以下で売却していることから、平成24年度の決算時に、時価により評価するべきであったと思われる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>土地開発公社経理基準要綱第25条第1項及び第2項の規定によると、既に売却し、決算処理が終わっている福祉施設用地については、時価を貸借対照表価額とすべきであったことから、今後は、要綱の規定に則り処理を行います。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		129 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 20
区分	大分類	用地取得			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	保有土地(E 長和工業団地)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		長和工業団地については、1期、2期ともに完成土地等に計上するべきものであった。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		土地開発公社経理基準要綱第3条第12号の規定によると、長和工業団地は完成土地等に該当すると考えられることから、今後検討を行い、適切な処理を行います。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		129 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 69
区分	大分類	用地取得			
	中分類	伊達市土地開発公社			
	小分類	保有土地(F 街路事業代替地)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>取得時からの時価の下落も著しく、また、時間の経過から見て、代替地としての用が具体的に実現されるのか、疑問である。事実関係を整理し、市又は道への譲渡が可能か、そうでなければ、伊達市土地開発公社としてどのように利用又は処分していくのかを決定する必要がある。市又は道への帳簿価格での譲渡が行われないのであれば、会計上の減損処理の検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>現時点においては、取得依頼の理由となる事業が終了しており、取得依頼者が買い戻すことは困難であり、今後、市と当該土地の有効利用等について検討します。また、会計上の減損処理については、当該処理の妥当性を含めて検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		131 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 70
区分	大分類	用地取得			
	中分類	土地開発基金			
	小分類	—			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>基金の土地の一覧表には、残高等は記載されているが、財産の種類、使用状況が記載されていない。伊達市土地開発基金条例施行規則第6条には、市の「公用地等管理台帳の備付をし、基金で取得した土地に関し記録及び整理しなければならない。」とされており、基金管理部署としての管理が求められている。取得の経緯や現状、見直しなどについて検討した資料の整備が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>財産管理台帳には、所在地、面積、取得金額、契約日、取得事業名等を記載しており、取得した土地に関する記録は網羅されていると考えます。今後は、予算との兼ね合いもありますが、買戻しの時期を明確にするなど、担当課と買戻しの計画を検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		131 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 71
区分	大分類	用地取得			
	中分類	土地開発基金			
	小分類	—			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>基金で保有する土地のうち、未利用であるもの、及び当初用途以外に暫定的に使用されているものなどは、土地開発公社と同様に、「当該土地の現在の必要性、地価の動向等を十分に見とおし、処分計画を明らかにした上で積極的な処分を図る」こと、さらに、説明責任の点から、取得当初の計画に相違し、長期保有されるに至った理由を明らかにすることが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>基金における所有地については、まずは買戻しのための予算化を行えるよう協議を行うものとし、現状における利用目的の確認、更には基金所有地の今後の計画を検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		133 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 72
区分	大分類	用地取得			
	中分類	公共用地先行取得特別会計			
	小分類	—			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		特別会計(平成25年度から一般会計)で保有する土地のうち、未利用であるもの及び当初用途以外に暫定的に使用されているものなどは、伊達市土地開発公社と同様に、「当該土地の現在の必要性、地価の動向等を十分に見通し、処分計画を明らかにした上で積極的な処分を図る」こと、さらに、説明責任の点から、取得当初の計画に相違し、長期保有されるに至った理由を明らかにすることが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		特別会計から一般会計での管理に移行した土地についても、当初の取得計画を確認した上で、今後どのように利用していくのかを検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		133 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 73
区分	大分類	用地取得			
	中分類	遊休土地及び低利用土地の管理			
	小分類	—			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>伊達市土地開発公社保有の未利用地につき、個々の土地につき、伊達市土地開発公社担当部署と当初施策担当部署で検討するだけでなく、遊休地対策委員会等を設置し、全体的に検討することが望まれる。これにあたっては、基金や一般会計の未利用地も含めることが望ましい。また、他に用途のない土地は、公園予定地とされているものもあり、併せて再検討することが望まれる。</p> <p>取得経緯などがすでに不明になっているものがあること自体がそもそも問題なのであり、今後の検討にあたっては、検討過程を説明可能な状況にするよう、文書化して保存する必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>市や公社の所有している土地で未利用のものについては、全庁的な協議の下、今後の利用方法や処分等を決めていく必要があることから、何らかの検討委員会を設置して、横断的に検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		134 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 21
区分	大分類	備品			
	中分類	検証手続			
	小分類	備品簿(指摘事項A)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		備品簿が備えられていない。備品に整理票も付されておらず、備品の所在等が明確でない。現在使用しているものについて、新たに備品簿と整理票を作成することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		備品管理上の事務手続(備品整理票(備品シール)の交付・備品台帳の作成)が行われていないものについては、手続を行うよう周知します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		135 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 22
区分	大分類	備品			
	中分類	検証手続			
	小分類	備品簿(指摘事項B)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		備品簿は備えられているが、その後の現物との照合などが十分行われておらず、現物の備品と対応が困難である。このため、移管されたもの、使用できないもの、不要なものも整理が困難である。ただし、管理している物品の番号から、現状に合わせた備品簿整理が行われている部署もあるが、取扱いがまちまちである。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		現在、備品は3万5千点以上所有しており、その数の多さから、担当課においても備品管理に苦慮しているところがあります。そもそも備品については廃棄処分を行わなければ増加する一方であることから、管理を徹底しなければ備品台帳と備品現物との照合が困難になりかねません。したがって、現時点での備品台帳と備品現物との照合を行うとともに、備品管理の取扱いを統一するように今後検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		135 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 23
区分	大分類	備品			
	中分類	検証手続			
	小分類	備品簿(指摘事項C)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>備品簿を閲覧すると、額縁、レーザーポイント、予備用椅子、消火器など、それぞれが1万円以下で多量に購入されたものも備品台帳が作成されている。規則によると、取得価格が1万円以上かつ耐用年数が3年以上のものが備品とされている。この要件にあてはまっても、組で使用する工具類で、移動が激しく亡失しやすいものは消耗品としている。</p> <p>少額の消耗品を備品と同様に扱っているために、事務手数が増加している。これらの少額大量消耗品を、個別に実物管理することは煩雑であるが意義が少なく、結果的に備品の実物管理が全体として十分ではなくなる現状を招く一因となっている。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>備品の取得は、規則の規定上、取得価格が1万円以上かつ耐用年数が3年以上のものと定められていますが、現状はその規定に合致しない物品も備品としていることがあります。このような物品の備品管理は規定上からは不要かもしれませんが、その反面、消耗品として管理することにも疑義があるもの(例えば消火器)があります。したがって、規定と現状の取得管理を精査し、備品取得の取扱いを整理します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		135 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 74
区分	大分類	備品			
	中分類	検証手続			
	小分類	備品簿(意見C)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>少額の消耗品であっても、可動のものについて、持ち出しや盗難などを防ぐための対策は必要と思われる。他市では、トイレトーパーが持出されて困ることから、日付の入った印を、倉庫からトイレに払出す際に押印しているところもある。</p> <p>市の資産であることを示すシールを貼ったり、購入数量と設置場所を把握したりするなどの対策を行うこと自体は有意義である。これらは、備品管理とは区分して実施することでそれぞれの重要性に見合った管理が可能となる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>取得金額が低いことにより、備品とはならない消耗品の管理は、契約管財係で行うものではなく、各担当課で行うものですが、行政事務用の消耗品は別として、公共用の消耗品は何らかの管理が必要と思われることから、その管理方法を整理する必要があると考えます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		135 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 75
区分	大分類	備品			
	中分類	検証手続			
	小分類	備品簿(意見D)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>前記の1万円以下の消耗品のほかにも、体育館パネルなど、同種のもので大量に一括して購入するものの枚数が多く、それぞれに一枚ずつの備品台帳を備えているため、備品台帳が膨大になっている。このなかでは、パネルや暗幕のように、全体の一部がどの番号の備品かを判別することが困難なものもあり、また、そうでなくとも、個別に区別管理する意味が見いだしにくい。</p> <p>これらの備品については、台帳を備品番号1番から200番、などとしてまとめて記入する様式に改め、廃棄や移動について個数や、椅子のように整理票を貼付しているものについては、その番号を記載する様式への変更が望まれる。</p> <p>移動の際には、新しい備品台帳を作成し、移動元情報も記入する様式とすれば、移動時の管理にも対応できる。</p> <p>なお、現在のところ、規則には備品台帳の様式は定められておらず、様式として、一つ一つの備品に1枚作成している現在の様式と、複数の管理を行う新規作成する様式を定めることが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>備品整理票(備品シール)においては、備品ごと(一つずつ)に交付・貼付しており、備品台帳においては、数量が多いものについては1枚の台帳で複数の備品の管理をしています。また、備品が所管換えとなった場合においても、備品台帳で対応していることから、特に現在の管理上問題はありません。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		135 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 76
区分	大分類	備品			
	中分類	検証手続			
	小分類	備品簿(意見E)			
所管部課		教育部学校教育課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>上記の簡便化を図っても、なお備品数は多く、手書きの備品簿により、現物まで管理することは困難と思われる。</p> <p>小中学校では、それぞれの担当者がエクセルやアクセスなどの市販のソフトウェアを用いて入力管理を試みている。</p> <p>これらは、担当者が個人的に作成しているため、担当者の異動により、引き継がれないことが多い。</p> <p>市として、ソフトウェアの様式を作成し、全庁的に使用することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>各校における備品の管理は、「伊達市立学校備品に係る事務処理要領」において備品カード(備品簿)によることとしており、エクセル等による管理よりも確実であると考えていることから、現時点でソフトウェアの様式作成については予定していません。</p> <p>なお、今後予定されている伊達市教育研究会事務部会における意見交換等を通じて、各校の要望を把握し、実際の学校現場での管理等がエクセル等を用いる方が確実かつ容易であると判断された場合には、指摘(意見)内容を踏まえながら検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		135 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 24
区分	大分類	備品			
	中分類	検証手続			
	小分類	備品簿(指摘事項F)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>寄附により受け入れた美術品について、備品台帳が作成されていないものがある。これらは、原則として受け入れ時の時価を取得価格として記載すべきものであるが、今となってはいつ受け入れたものかも不明であったり、受け入れ時の評価額を知ることが困難であったり、そもそも時価の存在しないものなどがある。</p> <p>これらについては、見積りでも評価額を入れるか、時価不詳として作成することになると思われる。</p> <p>なお、噴火湾文化研究所については、そもそもの目的から展示用の収蔵品が多数あり、目録等作成途中である。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>寄附により受け入れた物品について、当該物品の取得価格が不明なものも多く、備品台帳の取得価格欄に記載がない場合は、確認できる範囲内で金額を記載することとし、また、金額が不明であるものは時価不詳と記載することとします。また、備品台帳が作成されていないものについては作成を行い、備品には至らないものであるならば、何らかの管理方法を検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		136 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 77
区分	大分類	備品			
	中分類	検証手続			
	小分類	備品簿(意見G)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>絵画や彫像、工芸品等については、画像情報がなければ現物との対応が困難である。この点、大滝区の陶器等については、目録が作成され、画像情報とともに所在が明確にされていた。取得時の情報がないものについては、備品にあたるか否かの判断が困難であるものも多いが、少なくとも寄贈品については、金額の多寡にかかわらず、目録の作成が望まれる。(末尾に、該当すると思われる備品を記入している。)</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>備品については、品名と実物が容易に一致しないものもあることから、画像における備品管理もその方法の一つとするかの検討が必要です。また、寄贈品については、当事者の好意により寄贈されたものであることから、慎重に管理を行わなければならない、備品管理と同等の管理(目録の作成等)の是非を検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		136 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 78
区分	大分類	備品			
	中分類	検証手続			
	小分類	備品簿(意見H)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		書籍の備品について、書籍の名称のみが品名に記載されているものがある。コードと照合すれば品目はわかるのであるが、分類上の品名を記入し、書名は規格の欄に記入することが妥当と思われる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		備品台帳の「品名」、「規格」欄に、書籍を取得した場合の記載方法が統一されていないことから、「品名」欄に規則上の品名を記載し、「規格」欄に書籍の名称を入れるなどの統一化を図ります。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		136 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 79
区分	大分類	備品			
	中分類	検証手続			
	小分類	備品簿(意見I)			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>備品に貼付するシールは、連番で作成されている。備品にシールを貼付けできない場合、備品簿にその連番が貼付けされている。暗幕など、大量に貼付けされない場合、シールが無駄になる。貼付けできないものは、別にコードをとることで、シールの無駄もなくなるし、シールを貼付けしていない備品も把握しやすくなる。</p> <p>なお、そのような備品については、資産番号を記入したり、市の資産であることを示す他の方法、たとえば、暗幕であれば布を縫いつけたりするなどについて検討することが望まれる。</p> <p>以上の項目は、各施設に特有の課題ではない。後に記すように、市として共通して対処する必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>物品会計規則第19条の規定により、備品には管理上必要な備品整理票(備品シール)を貼付することになっていますが、その形状により貼付しづらいものがあるのも事実です。備品は、当然として行政目的で取得をしていますが、実際には短期的にその目的に逸脱しない範囲で使用する場所等が変わる場合があり、その際にその備品の所在が明確となるように備品整理票の貼付は必要なものであると考えます。</p> <p>また、備品整理票の交付及び貼付に係る事務処理は時間を要することもあり、非効率ではあるものの、備品管理上やむを得ないものと考えます。したがって、備品に貼付できない場合は、担当課によって管理するための工夫をする必要があります。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		136 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 80
区分	大分類	備品			
	中分類	検証手続			
	小分類	重要備品			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		各課では、報告のために、重要物品リストを作成し、合計の数量を報告していると思われる。数量の増減だけではなく、重要物品の名称を記載したリストに期末日等での照合チェックを添えて徴収することにより、現物と照合していることもあわせて確認することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		重要物品は、担当課においてその使用実態、管理状況等の管理を行っていますが、財産主管課の財政課においても、担当課での管理が把握できるように、照合を行うことについて検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		137 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 81
区分	大分類	備品			
	中分類	課題等			
	小分類	—			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>伊達市では、地方自治法に沿って物品に関する規則を定めているが、各部署での取扱いが規則の趣旨に沿って均一に行われるよう、実際にそれを運用するための具体的な取扱いを記載したマニュアルを整備することが望まれる。</p> <p>これに当たっては、現在、備品として管理されていないものを備品管理に取り込むための手続きも盛り込む必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>物品については、社会情勢の変化とともに、管理方法も変えていかなければならず、例規が現在の社会情勢に合致しているのかも含めて、内容の確認をする必要があります。その上で、物品の管理、主に備品の管理についてのマニュアル整備を検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		141 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 82
区分	大分類	施設			
	中分類	指定管理者制度			
	小分類	検討ポイント(審査)			
所管部課		総務部職員法制課			
指摘事項 又は意見の内容		審査結果や選定された理由について、概略であっても、ホームページ上で公開されることが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>従前からの「指定管理者制度に関する事務取扱」について、制度を運用する中で様々な齟齬や問題点が出てきており、実務レベルで疑義が生じないような改正をする必要があります。</p> <p>改正に当たっては、評価及び選定の方法並びに評価基準、選定委員会のあり方等を中心に見直すことを考えており、関係各課と協議を進めた上で、全庁的な合意形成が必要と考えています。</p> <p>指定管理者の選定結果の公表内容についても、選定方法等の見直しと併せて見直しを検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		141 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 83
区分	大分類	施設			
	中分類	指定管理者制度			
	小分類	検討ポイント(評価基準)			
所管部課		総務部職員法制課			
指摘事項 又は意見の内容		他の自治体では、指定管理者の倒産により、施設の運営に支障をきたす例もある。指定管理者の経営基盤に関する評価項目は、必ず入れるべきである。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>従前からの「指定管理者制度に関する事務取扱」について、制度を運用する中で様々な齟齬や問題点が出てきており、実務レベルで疑義が生じないような改正をする必要があります。</p> <p>改正に当たっては、評価及び選定の方法並びに評価基準、選定委員会のあり方等を中心に見直すことを考えており、関係各課と協議を進めた上で、全庁的な合意形成が必要と考えています。</p> <p>評価項目の内容についても再検討し、運営管理に必要な事項について適切に評価できるよう見直しを検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		141 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 84
区分	大分類	施設			
	中分類	指定管理者制度			
	小分類	検討ポイント(評価基準)			
所管部課		総務部職員法制課			
指摘事項 又は意見の内容		施設の平等利用は、評価項目の中でも運営の前提とも言えるもので、点数が一定以下である場合、他の項目が優秀であっても失格させる制度の検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>従前からの「指定管理者制度に関する事務取扱」について、制度を運用する中で様々な齟齬や問題点が出てきており、実務レベルで疑義が生じないような改正をする必要があります。</p> <p>改正に当たっては、評価及び選定の方法並びに評価基準、選定委員会のあり方等を中心に見直すことを考えており、関係各課と協議を進めた上で、全庁的な合意形成が必要と考えています。</p> <p>評価項目の内容についても再検討し、運営管理に必要な事項について適切に評価できるよう見直しを検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		141 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 85
区分	大分類	施設			
	中分類	指定管理者制度			
	小分類	検討ポイント(評価基準)			
所管部課		総務部職員法制課			
指摘事項 又は意見の内容		基本となる評価項目、配点と注意事項を記した標準評価表を作成することが望まれる。また、担当部署は施設の性格に応じてアレンジして使用するのであるが、その根拠を記載し、承認を受けるなど、施設に合った評価が行われていることを説明可能にする必要がある。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>従前からの「指定管理者制度に関する事務取扱」について、制度を運用する中で様々な齟齬や問題点が出てきており、実務レベルで疑義が生じないような改正をする必要があります。</p> <p>改正に当たっては、評価及び選定の方法並びに評価基準、選定委員会のあり方等を中心に見直すことを考えており、関係各課と協議を進めた上で、全庁的な合意形成が必要と考えています。</p> <p>標準評価表については、上記事務取扱の中で既に「選定評価基準」や「選定評価表」として規定していますが、評価に当たりより分かりやすいものにし、各施設ごとの評価基準等にアレンジした場合に、変更の根拠など示すことを求めるような見直しを検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		142 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 86
区分	大分類	施設			
	中分類	指定管理者制度			
	小分類	検討ポイント(事後評価)			
所管部課		総務部職員法制課			
指摘事項 又は意見の内容		指定管理者の事後評価についても、ホームページでの公表を検討することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>従前からの「指定管理者制度に関する事務取扱」について、制度を運用する中で様々な齟齬や問題点が出てきており、実務レベルで疑義が生じないような改正をする必要があります。</p> <p>改正に当たっては、評価及び選定の方法並びに評価基準、選定委員会のあり方等を中心に見直すことを考えており、関係各課と協議を進めた上で、全庁的な合意形成が必要と考えています。</p> <p>指定管理者の実績にかかる事後評価の公表についても、上記協議の中で検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の 該当ページ等		145 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 87
区分	大分類	施設			
	中分類	個別の施設			
	小分類	伊達市消防・防災センター			
所管部課		総務部総務課			
指摘事項 又は意見の内容		光熱水費等の事務組合による負担は事務組合拠出金を通じて市が負担することになる のであるが、使用料の免除とともに、光熱水費負担に関しても契約等で明確に することが望ましい。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応 の内容		防災センター利用分の光熱水費負担について、契約書等で負担額(割合)を明確化 することによるメリットやデメリット、発生する問題点などについて、今後検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		145 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 88
区分	大分類	施設			
	中分類	個別の施設			
	小分類	伊達市消防・防災センター			
所管部課		企画財政部財政課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>普通財産は通常管財部署で管理されるが、当施設については、管理部署は自治防災課とされている。使用許可の更新を失念することのないように、財政課で、管轄外の者も含む普通財産の使用許可更新リストを作成し、使用許可期限前に、管理部署に更新手続きを行う旨の確認連絡を行うことが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>普通財産の管理は、契約管財係だけではなく、担当課においても行っているものもあります。今後統一した管理を行えるよう、財産主管課である財政課において、全庁的な普通財産の貸付け状況の把握方法や、契約更新を失念することなく行えるような体制づくりを検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		146 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 89
区分	大分類	施設			
	中分類	個別の施設			
	小分類	伊達市消防・防災センター			
所管部課		総務部総務課			
指摘事項 又は意見の内容		災害弱者とされる市民のうち、児童は学校を通じて災害体験をしているが、高齢者、施設入所者など他の災害弱者がひととおり体験できるよう、福祉施設等管理部署や自治会等を通じた仕組みづくりが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		個人及び各団体などを通じ高齢者の施設利用がされています。今後も周知等を積極的に行い施設・災害体験の更なる利用促進に努めます。 施設入所者にとっては災害体験は困難であるため、他の啓発方法を検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		147 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 90
区分	大分類	施設			
	中分類	個別の施設			
	小分類	伊達市消防・防災センター			
所管部課		総務部総務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>当施設は、有珠山の噴火リスクを抱える当市の災害時の拠点であると同時に、平時は防災を目的とする災害体験施設である。平成25年10月の伊豆大島土砂災害にも見られるように、災害への対応は、平時から、災害を想定した避難経路の確保や避難のタイミングを地域ごとに市民自ら考えていることが重要であり、市は実際に災害が起こった時の対応のためにも、それらの情報を吸い上げて災害警報を出すタイミングなども決定することになる。このための第一歩として、当施設の体験を、児童生徒だけではなく、高齢者や福祉施設も受けるような体制を、福祉管理部署や自治会を通じて構築することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>災害弱者とされる市民のうち、児童は学校を通じて災害体験をしています。高齢者、施設入所者など他の災害弱者がひととおり体験できるよう、福祉施設等管理部署や自治会等を通じた仕組みづくりを検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		148 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 91
区分	大分類	施設			
	中分類	個別の施設			
	小分類	伊達市防災備蓄センター			
所管部課		総務部総務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>災害に備えた備蓄センターとしての機能を果たすためには、想定される避難者数及び避難日数の上限に対し、どの程度の備蓄が必要なのか、またどの程度市が備蓄すべきかを考慮して備蓄品目と数量の水準を決定し、不足するものの購入計画と、常時使える状況とする現物管理の実施が必要と思われる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>現在、備蓄計画策定に向けて検討しています。 計画においては、災害別の避難者数などのほか、備蓄に必要な物品や数量、備蓄品の更新についても検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		150 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 92
区分	大分類	施設			
	中分類	個別の施設			
	小分類	職員住宅・教職員住宅			
所管部課		職員法制課職員係、教育部学校教育課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>使用不可の建物は、予算がつく都度取り壊しているとのことであるが、放火などによる火災等の危険もあることから、なるべく早急に撤去することが望まれる。現地で確認したところ、窓を板打ちするなどして、侵入しにくくしている住宅と、単に施錠されているだけの住宅がある。防犯という点からも、市の住宅に侵入可能な状況となっていることは好ましくない。早急な取り壊しを前提としつつも、侵入防止対策を早急に行うことが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>学校教育課所管の教職員住宅については一部措置済みです。今後も、入居不可住宅については侵入防止対策を進め、合わせて解体費用についても予算要望を行います。</p> <p>職員法制課所管の職員住宅については、今後の取り壊しなども考慮したうえで、侵入防止対策の必要性の有無について現地にて確認を行いました。</p> <p>今後は、侵入防止対策が必要と認められる職員住宅について、軽微なものについては年内を目途に対策を講じる予定です。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		150 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 93
区分	大分類	施設			
	中分類	個別の施設			
	小分類	職員住宅・教職員住宅			
所管部課		職員法制課職員係、教育部学校教育課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>教職員住宅は教育委員会、職員住宅は市長部局で管理されている。それぞれに維持すべき戸数と場所を決めることになるが、教職員住宅と職員住宅が隣接している住宅もあり、廃止した後の利用可能性、処分可能性も考慮して、教職員住宅、職員住宅を併せて全体の配置を決定することが望まれる。</p> <p>また、別記漁業施設として転用された職員住宅についても、長期間遊休となっており老朽化し、今後使用する見込みもないので、併せて検討することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>学校教育課所管の教職員住宅については、借家等が少ない大滝区を除いた教職員住宅について、老朽化により維持管理が難しくなっていることや民間借家等への住み替えを進めることから、戸数等縮小に向けた教職員住宅の在り方を検討します。</p> <p>職員住宅と隣接している教職員住宅については、所管する職員法制課とも協議しながら住宅の在り方を検討します。</p> <p>また、学校に隣接し管理職どちらかの居住をお願いしている管理職住宅についても、学校の夜間機械警備設備の設置や高い持家率など住宅事情もあることから、要・不要を結論付けていきます。</p> <p>職員法制課所管の職員住宅については、入居中の住宅を除き、舟岡地区への集約を図ることとし、伊達市行政改革大綱2011実施計画において計画しています。</p> <p>これ以外の入居不可住宅については、他の事業との関連や他地区における入居者が退居した時点で順次取り壊しのための予算要求を予定しています。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		150 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 94
区分	大分類	施設			
	中分類	個別の施設			
	小分類	職員住宅・教職員住宅			
所管部課		職員法制課職員係			
指摘事項 又は意見の内容		<p>異動の少ない職員住宅では、居住が長期化する可能性もあり、その場合、一般市民との公平感に問題が生じることとなる。市では、使用料計算方法の改定を予定しているとのことであるが、それにあたっては、例えば長期間居住すると、民間住宅相当の使用料を課すなど、居住が長期化しにくく、また長期化した場合に一般市民との間の公平性に考慮した内容を盛り込むことにつき、検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>職員住宅については、舟岡地区への集約を図り、職員住宅として一定程度継続していく方針であることから、年次計画により修繕を行っていきます。 このため、修繕に係る維持管理費の負担や民間と公平性を考慮し、住宅使用料を増額する改定に向け作業中です。 また、本来の職員住宅の趣旨に鑑み、入居にあたっての選考基準や入居年数の設定などの規定についてもあわせて見直し作業中です。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		152 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 95
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	墓地			
所管部課		経済環境部環境衛生課			
指摘事項 又は意見の内容		伊達市清原墓地は、長らく使用数1の状態でもちとして管理されてきたが、平成25年度に改葬されたことから、管理数はゼロとなっている。もともと地元で管理されていたものを、墓地は自治体が管理する法整備のために市に移管されたものであり、使用者がいなくなった墓地まで市の施設として維持管理する必要は考えにくい。維持管理に係る経費もほとんどかからないとはいえ、市の条例に掲載された施設としている限り、現況把握が求められる。用途廃止等の検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		墓地の用途を廃止する予定で条例改正の準備を進め、併せて廃止に必要な事務を進めます。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		153 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 96
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	墓地			
所管部課		経済環境部環境衛生課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>霊園は、4㎡、6㎡、9㎡の3種が造成されているが、面積の大きい区画の分譲が進んでいない。市では、4㎡が足りなくなった場合、6㎡の一部を4㎡に再区画する予定とのことである。</p> <p>使用料等は、面積に比例して増額しているが、管理にかかる手数は同じであることなどを考えると、管理料を必ずしも面積に比例する必要もないと思われる。</p> <p>従来の利用者との公平の点では問題があるが、区画を変更する造成コストと、使用料の減少額を比較して、大きな面積の利用促進を図ることも考慮が望まれる。</p> <p>また、次の造成にあたっては、需要を見ながら徐々に造成するか、転用可能な設計とする、など当霊園の運営経験を活かした工夫が必要と思われる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		現在の転用予定分については、造成コストが掛からない区画変更とし、使用料及び管理料については、次期造成に向け、引き続き協議、検証を進めます。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		154 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 97
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	墓地			
所管部課		経済環境部環境衛生課			
指摘事項 又は意見の内容		墓地は埋葬される者ではなく、その親族などが利用を申し込むので、墓地に埋葬される者が市民でも、申込者が市外者の場合、使用料は規定により1.5倍となる。 規定の趣旨からは、埋葬される者が市民の場合には、市外者の適用をしない規定が本来ではないかと思われる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		墓地を使用しようとする者は、原則、市内に住所を有する者でなければならないと条例で定めており、埋葬される者が市内在住者か市外在住者かについては特に規定していません。 使用料は墓地の使用に伴い発生するものであり、条例上、例外的に市外在住者の使用を認めているという状況から、市外在住者に対する割り増しの取り扱いは妥当と考えます。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		154 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 98
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	墓地			
所管部課		経済環境部環境衛生課			
指摘事項 又は意見の内容		伊達市では、土地が潤沢なため、都市部のように、墓地不足からこのような管理されない墓地を撤去する必要はないとはいえ、霊園について、祭祀されない状況を把握した場合は、その旨と状況、年月日を、墓地台帳に記載することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		墓地の使用に関する届出(埋葬、改葬、使用权の移転等)については、現在、市ホームページ、広報誌にて周知を行い、墓地使用者からの届出により状況を把握し、情報をシステム管理しています。 届出がない限り情報を把握する手段がほぼ無いことから、受動的な事務処理となりますが、祭祀されない状況を把握した場合は、年月日等を含むその状況を墓地台帳に記載するよう検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		157 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 99
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	火葬場			
所管部課		経済環境部環境衛生課			
指摘事項 又は意見の内容		指名業者を他地域の実績も勘案して増やすなど、競争性を増す工夫は行われているが、入札により契約するのであれば、同種の施設の実績のある指名業者数を増やすなど、より競争性を高める工夫が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		実績のある業者の調査、把握に努め、該当がある場合には指名業者に含めることを検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		157 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 100
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	火葬場			
所管部課		経済環境部環境衛生課			
指摘事項 又は意見の内容		当火葬場については、施設更新方法が決定されていないことから、現在の施設の長寿命化が課題である。また、もともと、施設運営にかかる経費と施設自体の維持管理の修繕費用を併せた経済的な運営が求められる施設であり、PFI等の運営手法の検討も望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		平成31年度までの使用を見据えた維持管理長期計画を策定し、計画に基づいた設備のメンテナンスにより施設の長寿命化を図っていますが、ご意見を踏まえながら検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		157 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 101
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	火葬場(大滝)			
所管部課		経済環境部環境衛生課			
指摘事項 又は意見の内容		維持管理と単価を併せて見積り合わせを実施することが、より合理的であると思われる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		過去の慣例から個別に見積り合わせを実施してきましたが、平成27年度より維持管理と単価を併せた見積り合わせの実施を検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		158 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 25
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	火葬場			
所管部課		経済環境部環境衛生課			
指摘事項 又は意見の内容		見積り合わせが原則とはされているが、常時同じ2者に見積り依頼されている。点検業者である1者の見積りにより、設計金額が計算されることもあり、この1者がほぼ設計金額で応札している。また、それ以外の1者は道外業者であり、見積り合わせが形骸化している。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input checked="" type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>火葬炉設備のメンテナンス・修繕については、特殊性があり、炉を建設したプラントメーカー独自のノウハウや技術、システムが存在し、場合によっては特許を取得している設備等もあるため、メーカー系列の業者でなければ、対応することが困難な状況です。</p> <p>伊達市火葬場については、当初火葬炉が「炉研」製ということもあり、炉研が専門的に修繕を請け負ってきた経緯がありますが、2004年に倒産したことに伴い、当該火葬炉についてノウハウ等があり、競争入札参加資格者登録されている現在のメーカー系列業者を指名し、発注している状況です。</p> <p>道内、又は全国に火葬炉メーカー、広義的な築炉業者は多数存在しますが、個別の火葬炉設備によって、独自の専門性、部品等の調達、適切な対応が必要であるということとを考慮すると、現状が最善と考えています。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		158 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 102
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	火葬場			
所管部課		経済環境部環境衛生課			
指摘事項 又は意見の内容		伊達市内に対応可能な業者は1者とのことであり、故障時には緊急の対応も必要となる。更新の計画が未定であることから、まめなメンテナンスにより長持ちさせなければならない施設であり、内容を精査のうえ随意契約によることとするか、必要な修繕をまとめて行い、契約金額を大きくして指名業者数を増やすことなどにより、競争性を高めるかの検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		特に緊急を要する修繕が必要な場合、炉の構造、特性を熟知した業者でなければ早急な対応が望めないことから、随意契約によることで検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		159 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 103
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	火葬場			
所管部課		経済環境部環境衛生課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>火葬場は、市が必ず整備することが求められる施設ではないが、市民生活に必要で、公部門が設置することを求められる施設である。広域連合での整備を検討しているが、供用開始年度も明確にはされておらず、現在の施設の使用可能な残存年数と合わせて今後の計画を検討する必要がある。それに当たり、使用頻度が使用可能年数の長短に影響するのであれば、市外の料金を一段と高くするなどして市外利用を抑制するなどの検討も必要と思われる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>平成31年度までの使用を見据えた維持管理長期計画を策定し、計画に基づいた設備のメンテナンスを行うこととしていますが、ご意見を踏まえながら火葬場使用状況により必要に応じて使用料金の見直しも視野に入れた火葬場運営を検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		159 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 104
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	火葬場			
所管部課		経済環境部環境衛生課			
指摘事項 又は意見の内容		使用されていない管理人住宅は、取り壊しの予算がつかないためそのまま放置されているとのことであるが、老朽化した家屋が放置されることは、火災や犯罪の誘発などにつながることから、早急な取壊しが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		火葬場施設更新の項目として、取り壊しについて検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		161 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 26
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	有珠生活館			
所管部課		福祉部社会福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		水曜日の当施設勤務日に、放課後児童交流と記載されているが、参加人数や実施内容が記載されていない。勤務の実態を示すべく、実施状況が具体的にわかるような記載が望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		平成26年度より、水曜日の当施設勤務日の相談日報の記載について、放課後児童交流を児童向施設開放に改め、人数を記載するようにしました。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		162 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 105
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	有珠生活館			
所管部課		福祉部社会福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		相談員の業務内容をより明確に記載することと、昭和37年に建設された今の施設が使用不能な状況になった場合の対策を検討しておくことが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		平成26年度より、相談日報の業務内容をより明確に記載するようにしましたが、今の施設が使用不能な状況になった場合の対策については検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		163 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 106
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	放課後児童クラブ			
所管部課		福祉部児童家庭課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>おおむね日誌の記載は詳細であるが、記入者によって記載方法はまちまちである。日々の記録は実施事業の内容や児童の状態が具体的に分かるように記載し、管理責任を果たしていることを明確に示す必要がある。</p> <p>指導員は非常勤嘱託職員及び臨時職員であるが、一定以上の記載ができるよう、指導・監督が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>日誌様式を一部変更すると共に、出席簿と合わせて放課後児童クラブ活動報告書として一括して報告する形式に改めたことにより、記載内容の充実と記載方法の統一を図りました。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		164 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 107
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	放課後児童クラブ			
所管部課		福祉部児童家庭課			
指摘事項 又は意見の内容		児童クラブは、原則が10歳以下の児童を対象としており、指導員の不適切な行動は把握が困難である。保護者に、指導員以外の異常事態の連絡先を通知しておくなど、通常から、不審情報が市に集まる仕組みの構築を試みること、また、市の職員などが随時巡回して運営状況を確認することなどが望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		平成26年度版の入所のしおりの中で児童・保護者・指導員間のコミュニケーションを図る旨を記述しており、一定程度の意思疎通が図られているところであり、何かあった場合には児童家庭課が窓口となっている旨を記載している他、保護者に対してのアンケート調査も行っています。また、担当者が抜き打ちで児童クラブを訪問するなど、運営状況、指導員・児童の様子を確認しています。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		164 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 108
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	放課後児童クラブ			
所管部課		福祉部児童家庭課			
指摘事項 又は意見の内容		指導員に対する監督・指導を十分に行い、全てのクラブで一定水準を保つことが望まれる。また、異常事態発生時の連絡先などを保護者に通知したり、定期的にアンケート調査するなどの方法により、情報が速やかに市担当部署に届くシステム構築が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		全指導員対象の研修や障がい児対応の研修、その他自主研修に参加するなど、資格の有無に関係無く、一定程度の保育の質を保っているところですが、地域差や児童の個性によっては保育方法に相違が見られる部分があるため、指導員により差がでないように指導員マニュアルを作成中です。異常時の連絡先については周知済みであり、アンケート調査についても適宜実施しています。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		166 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 27
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	旭町児童館・地域交流館			
所管部課		福祉部児童家庭課			
指摘事項 又は意見の内容		平成25年3月分を抽出し、利用者数集計表と児童館日誌を照合したところ、一部不一致であったり、児童館日誌が紛失されているものがあった。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		これまで利用者数集計(月報)と児童館日誌については、別々に決裁していましたが、平成25年度中に様式を改め、平成26年度から旭町児童館活動状況報告書として一括して決裁を行うことで、利用人数の整合性を図ると共に活動内容についてもより詳細に把握できるようにしました。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		166 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 109
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	旭町児童館・地域交流館			
所管部課		福祉部児童家庭課			
指摘事項 又は意見の内容		その日の記事とされた項目の記載状況は、放課後児童クラブと比べると簡潔である。現在までに、児童館での大きな事故などは発生していないが、児童館の性質を考えると、日々の記録は実施事業の内容や児童の状態が具体的に分かるように記載し、管理責任を果たしていることを明確に示す必要がある。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		平成25年度中に児童館日誌様式を改め、活動内容について詳細に記録できるようにしました。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		167 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 110
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	旭町児童館・地域交流館			
所管部課		福祉部児童家庭課			
指摘事項 又は意見の内容		児童館の運営状態がわかるようなより詳細な記録を作成し、保管することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		平成25年度中に児童館日誌様式を改め、活動内容について詳細に記録できるようにしました。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		168 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 28
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市養護老人ホーム(潮香園)			
所管部課		福祉部高齢福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>近年人件費積立の取崩しで支出超過を補っていることは、過去の委託料は内部に留保されていたことを意味する。委託料は、上限を決めた精算型にする施設も見られるが、当施設は、人件費積立金の水準を次の委託料に反映させることにより、精算型に近い形になっているが、透明性の点では好ましくない処理である。 むしろ、精算型にすることが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>ご指摘の点は真摯に受け止め、改善に向けて検討します。しかしながら、単年度精算方式では指定管理者の努力や改善成果をどう指定管理料に反映させ、意欲を持って業務を行ってもらうかが課題となることから、その方法について検討します。また現在はH25～H29年度の基本協定に基づいて指定管理を行っていることから、次期指定管理(H30～H34年度)に向けて検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		168 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 111
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市養護老人ホーム(潮香園)			
所管部課		福祉部高齢福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		職員の退職金について、一部は内部積立になっている。年度毎の必要額は、その年に発生した経費であるので、全額を外部積立にするか、年度毎の増加額を引き当てなければ、年度収支の額が正確に表されない。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		年度収支を正確に表せるよう指定管理者と改善を検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		169 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 112
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市養護老人ホーム(潮香園)			
所管部課		福祉部高齢福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		一般的に、公的機関と同様の昇給規定となっている社会福祉法人が多く、その見直しが急務とされている。伊達市でも社会福祉法人に対し、将来を見た給与体系の再構築の検討を指示することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		給与制度は処遇改善のため22年度に見直しを行い、更に24年度からは職員の意欲向上のため人事評価を給与に反映(加減)する仕組みを導入しています。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		169 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 113
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市養護老人ホーム(潮香園)			
所管部課		福祉部高齢福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>家族からの希望・要望・質問の記載事項を見ると、家族等との情報交換記録に近いものもある。情報交換記録であれば、タイトルを改めることが望まれる。また、担当者を通さずに送られる苦情について、対応を検討するシステムの構築が望まれる。たとえば市に直接クレームが寄せられた場合の対応記録なども様式を整えておくことが望まれる。また、職員2名以上で対応することを原則としているようであるが、職員名も印刷されているだけなので、内容を確認しているかどうか不明確である。内容を確認のうえ、サインあるいは押印することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>ご指摘を踏まえ、今後は家族からの希望・要望・質問の記録票については、タイトルを「ご家族との情報交換記録」に変更し、対応した職員は内容を確認後直筆署名又は捺印をすることとしました。また、直接施設ではなく市などに寄せられたクレームなどについての対応様式は、直接施設に寄せられたクレームの対応様式と共通で使用していきます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年6月18日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		170 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 114
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市養護老人ホーム(潮香園)			
所管部課		福祉部高齢福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>事業報告にも記載されているが、高齢化に伴い、介護認定を受ける入所者が増加している。本来自立者を対象とした施設であり、稼働率や、介護施設入所が困難という問題はあっても、施設替えの検討を行うことが望まれる。</p> <p>また、問題行動が止まない入所者については、退所後の行き先がないことも理解できるものの、対処または施設替えの検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input checked="" type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>入所者の平均年齢の上昇などにより、介護認定者が増加していることは事実であり、状態に応じて介護、医療の施設への誘導は行っています。しかしながら、養護老人ホーム入所者は経済的弱者が多く、実際に選択できる施設は少ないことから、ぎりぎりまで入所をさせるケースが多くなることはやむを得ないと考えます。また、問題行動を起こす方についても、それだけでは異動させることができる施設はなく、他の入所者に迷惑をかけないように施設側ができるだけ配慮するしかないと考えます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		170 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 115
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市養護老人ホーム(潮香園)			
所管部課		福祉部高齢福祉課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>当施設は、市が必ず置くべき施設ではなく、他の自治体でも譲渡や廃止により民営化が進められている。伊達市では、昭和40年に開設した当施設につき、平成20年に同じ地域に更新建替えし、建替え前の平成18年から、当施設の運営のために設立された社会福祉法人が指定管理者として運営している。</p> <p>当時の記録を見ると、合併特例債が使用できるため、公設により建て替えられている。それだけでなく、民間への移譲は、地理的に独立しているため、規模の利益が発生しにくいこともあり、困難とのことである。さまざまな検討のうえ、同じ地域での建て替えが決定されたものであると思われるが、諸条件から、同規模の施設と比べ、運営費はやや割高な施設になっている。このような中で、指定管理者に対する委託料を試算しているが、昇給分が上乘せになっている。</p> <p>単純に年齢とともに昇給するシステムを見直す社会福祉法人が増加していることもあり、給与体系の見直しを検討することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>基本的にはNo112と同じ主旨のご意見と受け止めます。なお、昇給分は算出基礎に含めていますが、人事評価により、全員が自動的に昇給するということにはなっていません。職員が安心して働き、介助に専念するためにも給与の保障はある程度必要と考えます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		174 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 116
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	弄月館			
所管部課		経済環境部農務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>多目的研修施設として建設されたが、現状は民間の温浴施設との相違点は見出しにくい施設である。運営費は使用料を下回っているが、市が運営する必要性は薄い施設である。本来、民間への売却も検討が望まれるが、公的資金で建設されている。本来目的での利用促進が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input checked="" type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>運営が赤字ではないので、大規模の修繕等がない間は開館しても問題ない施設と考えています。温泉施設として捉えた場合、民間施設との違いはその泉質であり、それを理由に利用されている方も多いと考えます。なお、本来目的である多目的研修施設としては立地の面での劣位性は否めず、利用促進は極めて困難です。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		175 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 117
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市堆肥センター			
所管部課		経済環境部農務課			
指摘事項 又は意見の内容		伊達市大滝区では、木質ペレットを製造しているが、ペレット製作の仕掛木材チップなどの利用が可能ではないか、検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		発酵促進のために副資材(パーク)を投入する費用を委託料内に計上していますが、ペレット製作の木材チップを購入運搬する費用の方が高く、得策ではないと考えます。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		175 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 118
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市堆肥センター			
所管部課		経済環境部農務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>もともと、施設設置時に、維持管理の委託も、施設設置業者に限定されることを想定し、後年度の維持管理も含めた入札も検討するべきであった。随意契約で毎年の契約か、複数年度にわたる契約かについて、検討することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>現在、堆肥の生産方法や運営方法について、より効率化をめざし検討を進めていますが、状況の変化に柔軟に対応することをベースに、当面、随意契約での単年度契約が得策と考えます。新たな方法での運営となる際は、一定期間での施設管理を含めた指定管理なども検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		175 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 119
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市堆肥センター			
所管部課		経済環境部農務課			
指摘事項 又は意見の内容		雑費については、その額の妥当性は、ある程度の説明がなければ判断が困難であり、本社経費率xx%などの記載が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		ご意見のとおりと解釈します。雑費については、経費率による計上等に改正します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		175 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 29
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市堆肥センター			
所管部課		経済環境部農務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>小額ではあるが、例えば袋詰経費の中の袋代315千円は、消費税込みの金額と思われる。消費税は、見積合計額に対して5%が賦課されているので、二重に賦課した見積額となっている。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		消費税の二重課税を避ける意味でも、消費税抜きでの設計・見積もりに改正します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		176 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 120
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市堆肥センター			
所管部課		経済環境部農務課			
指摘事項 又は意見の内容		次回見積りにあたっては、消費税計算前の金額が消費税抜で作成することを要請する必要がある。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		消費税の二重課税を避ける意味でも、消費税抜きでの設計・見積もりに改正します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		176 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 121
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市堆肥センター			
所管部課		経済環境部農務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>当施設は、畜産農家の排出する糞のリサイクル施設であり、周辺市町でも一般的に設置されている。当施設の処理量は、現在のところ上限に近いと考えられる。伊達市では、大滝区にも同種の施設があるが、こちらの稼働率は高いとは言えない。しかし、大滝区まで家畜糞を運搬することも、合理的ではない。</p> <p>維持管理委託契約を随意契約で行う理由によれば、当施設は、特殊な処理方法を採用しているため、設備設置者以外に適当な委託先がないとのことである。</p> <p>隣接する壮瞥町の施設の稼働、畜産業の趨勢、処理方法の妥当性の検討などを考慮に入れつつ、設備の更新も含めて、運営方法の検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>大滝区の施設については、生ゴミの処理に限定しており、畜糞については同区の農業者が自己処理しています。従って、伊達地区内での畜糞処理に限定して検討すべきと考えます。</p> <p>まず、ゼロから出発するとすれば、現在の運営方式(ばんけいリサイクル方式)以外の方法も含め検討することになりますが、内容によっては施設そのものを全面的に更新する必要がある事となり、10数億円の更新費用を要するケースもありえます。伊達市の財政規模を考えた場合、現実的にその事業規模での実施は難しく、現在の処理方法、つまり現施設を更新・改修しつつ効率的・機能的に運営していく方法を検討していくのが得策と考え、現在、様々な実証実験に取り組んでいます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		179 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 122
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	市民農園			
所管部課		経済環境部農務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>農業従事者以外の市民に対し、自然に親しみ、農業に理解をもってもらうことで、農業振興を図る施設とされている。しかし、隣接する農場と比較すると明確であるが、自然と親しむ効用はあるとしても、農機を使い、大規模に展開される伊達市の専業農家と家庭菜園的な小規模農園は性格が異なり、農業の振興という当初目的に対しての効果は疑問であるが、引きこもり防止や健康増進という目的も持つ。</p> <p>区画の使用料に対し、管理者が常駐し、十分な対応を行っていることから、利用が促進されていると思われるが、管理にかかる歳出1区画あたり18千円に対し、徴収する使用料年額5千円の水準は低い。管理の歳出の大部分は、管理者の人件費である。これは、単価が高いというものではなく、市が十分な管理に必要な日数と考えて常駐にすることによるものであるが、毎日ではなく、曜日などによる管理でも、さほど利便性は減少しないようにも思われ、また、利用者の状況を見ると、たとえば倍程度に上げたとしても、利用はさほど減少しないように思われる。これらによる管理コストの減少額、利用料の増加額も多額なものではないが、抽選により、利用できない市民がいること、また、利用する市民の数が100名までと市民数と圧倒的に少数であることを考えると、公平性の点からは、利用者アンケートなどを実施したうえで、管理レベルの低減、使用料の増額、あるいは農園區画の増加などの検討が望まれる。</p> <p>また、当選しつつ、ほとんど来園しない市民に対しては、次回の応募を受け付けないなど、年度の途中でも使用を取り消すなどの対応が望まれる。伊達市市民農園条例第7条第7号に、「市民農園の管理運営上支障があると認められるとき」には、「使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる」とされており、申込み受付時等に、例えば正当な理由がなく、2か月以上来園しない場合や、使用区画の半分以上を菜園に供さない場合などの条件を付し、その場合には、「その年度の使用を取り消すことがあります。その場合、翌年度の応募は受け付けません。」などの記載を行ったうえで、使用取り消しの手続きを定めることが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>市民農園が農業振興を目指すための施設ではないことはご指摘のとおりで、現在は高齢者の健康増進、引きこもり防止といったことが主な目的です。従って、黒字を目指す施設ではなく、一定程度の行政負担はやむを得ないと考えます。ご指摘の「適切な管理日数」については検討します。なお、来園しない利用者については傷病等やむを得ない場合がほとんどであり、その際も使用料は徴収しているので、取り消した事例は今のところありません。今後、悪質な利用者等が出てきた場合は、ご指摘の内容を検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		182 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 123
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	公共牧野			
所管部課		経済環境部農務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>産業振興施設であり、市内の畜産農家を受入対象とするが、条例によると、余力があれば他市の牛馬も受け入れ可能とされている。一方、使用料には、市民とそれ以外の差を設けていない。有料施設でも、使用料で運営費が賄われることの少ない公の施設では、市民の利用に比べて、他市からの利用は高い使用料を設定することが多い。周辺市町よりも伊達市の使用料水準は高いのであるが、施設には余力があることもあり、他市の牛馬の受け入れに備え、使用料が同額でいいのかの検討が望まれる。また、当放牧場を利用した畜産への新規参入を図る施策なども、検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>ご指摘の意見は一理ありますが、現在、伊達市大滝区の畜産農家の牛馬の一部を壮警町公共牧場で受入してもらっており、その使用料は壮警町内事業者と同額となっています。そういった状況等を鑑み、使用料は現行どおりで良いと考えます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		185 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 30
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	木質ペレットプラント			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>当プラント建設決定から今までの流れや現況を見ると、胆振西部森林組合以外に運営委託先が考えにくいことは容易に想像できるが、それでも、「理由1」については、組合から原材料が供給されることと、ペレット工場を運営することは分離して考えることは可能であると思われ、むしろ一体化することでコストの構造が分かりにくくなっていることから、随意契約の理由としては不適當であると考え。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市での木質ペレットプラント製造業務は、原材料の調達から製造、配送までのすべての業務を委託する内容となっており、胆振西部森林組合以外との運営委託は困難です。</p> <p>原材料の供給と工場運営のコスト構造の明確化を図るため、原木受入一覧の提出、原材料のライン投入量等の運転日誌への記載を行います。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		185 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 31
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	木質ペレットプラント			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>現在の方法では、間伐材の投入に対する歩留りの管理が実施不可能である。原木の加工用受入れにつき、現在は委託料に含まれ、受入れ処理が行われていない。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>原木の受入については、毎月、受入一覧の提出を義務づけます。 間伐材の投入に対する歩留まりについても、運転日誌にライン投入量等を記載し管理を行います。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		185 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 124
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	木質ペレットプラント			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>原材料受入れ時での、納品書の受領と検収記録が必要である。 粗破碎後のライン投入は通し番号を付した製造指図書により行い、指図書上で歩留まりも管理することが望まれる。また、日次で指図書の何番から何番までが製造された、などにつき、毎日の運転日誌である「運転記録」に記載することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>原料受入の納品、受領、検収記録については受託者が保管しており、提出を求めています。今後は毎月、受入一覧の提出を義務づけます。 また、ライン投入量についても、運転日誌に記載し、歩留まり管理を行います。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		186 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 32
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	木質ペレットプラント			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		3月4日の出庫量が、在庫管理表と配送内訳で200kg 不一致であった。出荷されたものの、納品書等の紛失などにより、使用料収入の計上が行われていなかったもので、在庫不一致の調査により、25年4月の使用料収入に計上されたとのことである。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		事務処理について受託先に注意喚起を行い、毎月の業務報告時に担当が細部にわたり点検を行うこととしました。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年6月27日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		186 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 125
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	木質ペレットプラント			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		回収した納品書の合計数量と、運転日誌の毎日の出荷数量を照合することにより、納品書が漏れなく回収されたことを確認することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		受託者に納品書と運転日誌の出荷数量の確認を行うよう指示し、毎月の業務報告時に担当が細部にわたり点検を行うこととしました。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年6月27日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		186 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 126
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	木質ペレットプラント			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>納品書は、売上数量を確定する基礎資料であり、記入誤りを修正するにあたっては、納品書の数字も修正し、修正者の印を押すなどの手続きが望まれる。</p> <p>また、このような誤りは時々発生しているとのことであり、委託事務がきちんと実施されているとも言い難い。納品書の記入方法に対する注意喚起が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>受託者に納品書の修正方法について指導し、委託事務処理について注意喚起を行いました。</p> <p>また、毎月の業務報告時に担当が細部にわたり点検を行うこととしました。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年6月27日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		187 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 127
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	木質ペレットプラント			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>伊達市が森林比率の高さを活かし、従来から行ってきた地域循環型自然エネルギーの利用は、「里山資本主義」がベストセラーになるなど、原子力発電所の事故以来、注目されてきている。伊達市の木質ペレットプラントは、国庫補助を受けて建設され、需要についても、ペレットストーブ設置に市補助を実施するなど、各種施策の成果が上がるにつれ、製造量も増加している。</p> <p>しかし、最終的にどの程度のエネルギー循環を目指すのかが明確ではなく、現在では市外の需要者に対しても、ペレットを供給している。</p> <p>また、現在の製造コストの水準では、投資まで回収できる状態にないため、次回の施設更新には、公費の投入が必要である。持続可能な地域循環を目指すのであれば、製造コストを下げるか、価格を上げる必要がある。製造効率の把握が可能な製造管理や契約方法の改善が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>森林における地域エネルギーの循環を考えたときに、本市のみという考えではなく、ある程度広域(胆振地域)での循環を考えることが必要だと思われることから、市外へのペレット供給は必要と考えます。</p> <p>また、木質ペレットプラントは大滝区の林業振興、雇用創出などの大きな役割もあり、ある程度の公費の投入はやむを得ないと考えますが、ご意見にあった製造効率、製造管理、契約方法、販売価格等については、平成28年4月の改正に向け検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		189 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 33
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	フィッシャリーナ(プレジャーボート用係留施設)			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>申込み時に、係留する船舶の情報を徴収し、申請書の記録と照合しているが、船舶情報が徴収されていないものがある。来年度の更新時まで徐々に揃えていくつもりとのことであるが、同一人が継続して利用されているため、前年どおりで申請された場合には、更新されているものと思われる。利用者が同じでも、フィッシャリーナを利用する船舶が変わる場合もあり、更新時にはもれなく添付されることが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>平成26年度の更新時に添付書類として必要な書類について、もれなく添付されていることを確認しました。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年3月26日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		190 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 128
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	フィッシャリーナ(プレジャーボート用係留施設)			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		契約にあたり、NPO法人の総会書類等を入手し、法人格が形式的になっていないか、委託業務を実施する財政基盤はあるのか等、委託先として適当な法人であるか、確認を行うことが望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		業務委託契約時にNPO法人の決算報告書を添付し、委託業務を実施する財政基盤があるか、委託先として適当な法人か確認を行い契約を交わしました。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年2月17日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		190 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 129
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	フィッシャリーナ(プレジャーボート用係留施設)			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>プレジャーボートの河川や港湾施設への違法係留は、各地で対策が求められており、このための施設も設置されている。</p> <p>伊達市でも、埋立事業により係留施設を設置しており、運営費は使用料収入で賄われているものの、当初の投資額を回収できるレベルにはない。利用者は固定化されており、見方によれば、公費で特定の船舶保有者のために施設を建設したとも取れなくもない。</p> <p>新しい利用希望者にも対応できるよう、年度ごとに利用募集し、応募が設備能力を上回った場合には利用を抽選にするなど、利用が既得権にならないような工夫が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		新規希望者の状況を把握し、利用者が固定化されず数年毎に入れ替えができる選考方法への変更を進めます。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		191 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 130
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	伊達市観光物産館			
所管部課		経済環境部商工観光課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>外郭団体の項に記載したように、一般企業と異なり、店舗運営費等は負担せず、委託料から外郭団体の利益が発生している。</p> <p>市費を投じて運営される施設であるが、産業振興施設であることから、運営者、出品者のインセンティブを持たせることも重要であり、今後もそのバランスが崩れないよう、運営状況の変化に留意することが望まれる。</p> <p>また、民間に類似する事業を行っていることから、店舗の作業に従事する外郭団体職員については接客や食品管理などの適切な研修が必要であるとともに、利用者からの苦情等は、市でも把握し、指定管理者が適切に対応しているか、確認する必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>指定管理料は、観光物産館及び黎明観の運営管理に係る経費のみを算出しており、商品の仕入れ等の営業利益に係る経費については、支出していません。</p> <p>したがって、運営者、出品者のインセンティブを適正に持たせていると認識しています。</p> <p>賃借料等の店舗運営費等については、指定管理の年度協定の際に、指定管理者負担金として、賃借料等に相当する負担を差し引いています。</p> <p>また、接客や食品管理などの研修については、接客マナー研修や食品衛生管理に関する研修に参加をしていますが、引き続き研修を実施するよう指導します。</p> <p>利用者からの苦情等につきましては、市に直接、連絡があった件については、実態を調査したうえで対応していますが、指定管理者に連絡があった苦情等については、すべてを市で把握していませんので、重要な案件について、適切に報告を行うよう指導します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		194 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 131
区分	大分類	施設			
	中分類	公の施設			
	小分類	コミュニティセンター			
所管部課		総務部総務課			
指摘事項 又は意見の内容		世帯数が少ない地域のコミュニティセンターでは、施設の利用度が低くなっている。自主的な地域活動の他に、福祉などの目的を付加することについても検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>コミュニティセンターは、その設置目的として、文化及び教養の向上、福祉の増進並びにコミュニティ活動の助長を掲げており、これらを目的とした利用については減免の規定を設けてその促進を図っています。</p> <p>また、各指定管理者においては、自主事業として各地区の自治会や社会福祉協議会等と連携し地域福祉活動を行っています。</p> <p>今後も、自主事業の充実に努めると共にコミュニティセンターの有効的な利活用について指定管理者や地域活動団体等と幅広く協議検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		196 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 132
区分	大分類	施設			
	中分類	大滝の施設			
	小分類	大滝ケーブルテレビ(公の施設)			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>自主放送は、次項に記載しているように、局舎管理とともに委託により実施されている。自主放送は、大滝区に関して制作されているが、自主放送を行う方法と、その内容について、伊達市担当部署でも検討されているが、伊達地区の情報を含め、市の広報担当により市役所から発信するものを増やすことも考えられる。伊達市役所全体の広報と捉え、さまざまな方向からの検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>自主放送内容等については、平成26年度から平成27年度にかけて委託業者と打ち合わせを行い、内容の洗い出しや今後の方向性を検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		197 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 133
区分	大分類	施設			
	中分類	大滝の施設			
	小分類	大滝ケーブルテレビ(公の施設)			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>自主放送及びそれに用いられたキャラクターなどの著作権につき、市に帰属する旨を契約書に記載することが望まれる。 また、自主放送の内容、製作した番組のリストなども含めた実施報告を行うことが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>キャラクターなどの著作権については、平成27年度の契約から記載します。 また、自主放送の番組内容については、毎月の実績報告で受けています。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		197 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 134
区分	大分類	施設			
	中分類	大滝の施設			
	小分類	大滝ケーブルテレビ(公の施設)			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		過去の放送のテープが棚いっぱいに並べられているが、在庫表は作成されていない。自主制作放送には、友好都市からの派遣職員による英会話の番組など、他でも利用可能なものもある。在庫表を作成のうえ、市の資産として活用できるものはないか、について検討することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		過去放送したテープは、進行表を作成し年度別にファイリングしており、テープケースには収録日と内容がわかるように記載しています。市の資産として活用できるものについては、過去10年分のテープの確認にかなりの時間を要することから、今後自主放送内容の方向性と一緒を検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		198 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 135
区分	大分類	施設			
	中分類	大滝の施設			
	小分類	大滝ケーブルテレビ(公の施設)			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>大滝区での生活インフラとしてのテレビ及びインターネット、災害対策事業については、市がケーブルテレビ事業により実施している。</p> <p>ケーブルテレビ事業開始時の設備投資は、国費等で賄われ、市の負担は少額であったが、事後の維持管理に毎年多額の収支赤字を計上するなか、設備の更新投資を真剣に検討すべき時期にある。</p> <p>伊達市では、伊達地区との公平性と経済的運営も考慮したうえで、インフラの提供を何時の時点で、どの程度まで行うのか、他の代替手段はないのか、検討されている段階にある。</p> <p>縮減だけではなく、例えば高齢者の見守りサービスなど、他の事業で加えることのできるサービスを検討することで、インフラの利用効率を上げ、事業効率を上げることなど、多方向からの更なる検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>設備の更新については、前年度から検討しており、今年度更新を行わず他の対応を実施しています。</p> <p>平成26年度から27年度にかけ、サービス事業等も含めケーブルテレビ事業全体の中で検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ	25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等	199 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 136
区分	大分類	施設		
	中分類	大滝の施設		
	小分類	国際交流ゲストハウス(公の施設)		
所管部課	教育部生涯学習推進課			
指摘事項 又は意見の内容	<p>姉妹都市との交流のために建設されているが、姉妹都市からの国際交流職員の住居と同じ建物であり、不可分の施設である。現状では、集会室で英会話のレッスンを週に1度行っている、という利用状況である。大滝区に民間の英語教室はないため、民業圧迫にはなっていないが、市の施設として利用状況が妥当かについては疑問である。維持管理費も低額ではあるが、施設の利用度は低く、国際交流施設として維持するべきか、検討中とのことである。</p>			
措置等の対応区分	<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
	<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容	<p>上記の意見内容のとおり利用頻度が低いことから、「公の施設」としての位置づけを廃止し、第2種施設として利用する方向で検討しましたが、補助金を導入した施設であることから、耐用年数22年を経過後の平成28年度以降に用途廃止する予定です。その後大滝総合支所地域振興課所管の国際交流職員住宅として位置付けすることを検討中です。移行するまでの間はこれまでどおり生涯学習推進課が所管します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)				

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		200 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 34
区分	大分類	施設			
	中分類	大滝の施設			
	小分類	大滝工芸館(公の施設)			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		条例・規則に開館時間の記載がない。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>ご指摘のとおり、当館の設置条例および施行規則では、「開館時間」ではなく「利用時間」として午後9時から午後5時までを規定しています。</p> <p>現在、大滝区観光振興協議会を設置し大滝区の観光振興について協議をしており、今後の大滝工芸館の施設利用の方向性を検討する中で、条例等の改正が必要となった場合に合わせて文言の見直しを検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		200 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 137
区分	大分類	施設			
	中分類	大滝の施設			
	小分類	大滝工芸館(公の施設)			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		体験利用の期限11月15日と開館期間12月30日までの乖離は、陶芸の普及を目的とする施設の性格を考えると、合理的な乖離とはいえない。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		規則を改正し、「4月1日から11月15日」を「4月1日から12月30日」とします。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		201 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 35
区分	大分類	施設			
	中分類	大滝の施設			
	小分類	大滝工芸館(公の施設)			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>管理委託による施設運営が指定管理者制度に移行したにもかかわらず、指定管理者協定とほぼ同じ内容で委託契約書を交わしている。施設の経済的で有効な活用を目的とされた指定管理者制度の導入意図にも反する。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>業務内容については、指定管理にしても業務委託にしてもほぼ同様であることから、委託要領を大幅に変更することは難しいと考えます。 平成22年度まで指定管理により維持管理されていましたが、利用者の減少による収入減で指定管理では事業の運営継続は難しいと判断し委託契約に切り替えたものです。 今後、指定管理制度による運営が可能となった場合に検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		202 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 138
区分	大分類	施設			
	中分類	大滝の施設			
	小分類	大滝工芸館(公の施設)			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>他の施設と同様に、設置時の決定資料などが残されていない。設置以来継続して利用は低減し、設置目的とのことである工芸による地域振興も、現状では達成は困難と思われる。</p> <p>観光陶芸としての利用振興の可能性はあるが、その場合は、民間施設と競合する。安価に運営されている民間施設に比べると、利用者が相当に増加しても、1人当たりのコストが利用料を下回ることは考えにくく、運営方法の検討は必要と思われる。市でも、施設の廃止を含め、検討を行っているとのことであり、今後は、検討過程を文書化し、決定根拠を説明可能な状態にすることも必要と思われる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>平成25年度から定期的に陶芸教室を実施し、6回の開催で延べ70名の参加があり、本年度も引き続き陶芸教室を実施し、利用者の増加を図っています。</p> <p>また、現在大滝区観光振興協議会を設置し大滝区の観光振興について協議をしており、大滝工芸館の利用も検討されていることから、その結果を踏まえ対応します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		204 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 139
区分	大分類	施設			
	中分類	遊休施設			
	小分類	新規漁業就業予定者住宅			
所管部課		経済環境部水産林務課			
指摘事項 又は意見の内容		当施設は、移管時の目的で使用されることはないと思われる。廃止した後の利用可能性、処分可能性も考慮して、教職員住宅、職員住宅を併せて全体の配置と統廃合を検討することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		新規漁業就業予定者住宅として利用する可能性がないことから用途廃止を行います。また、老朽化も進み用途廃止後の利用は不可能です。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		205 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 140
区分	大分類	施設			
	中分類	遊休施設			
	小分類	森林せせらぎ館(公の施設)			
所管部課		大滝総合支所地域振興課			
指摘事項 又は意見の内容		ライフサイクルコストを考えた維持管理費用を計算し、取り壊し費用と比較するなど、取り壊しという選択肢も含めて維持管理方法を検討することが望まれる。今後は、検討過程を文書化し、決定根拠を説明可能な状態にする必要がある。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		現在、大滝区観光振興協議会を設置し大滝区の観光振興について協議しており、森林せせらぎ館の利用も検討されていることから、その結果を踏まえ対応します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		208 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 141
区分	大分類	公園			
	中分類	管理状況			
	小分類	修繕			
所管部課		建設部都市整備課			
指摘事項 又は意見の内容		修理が必要と判断されたものについて、元のとおり修繕しているが、異なる構造のものにする必要がないか、修理記録を公園台帳に記載し、閲覧できるようにするなどの方法により、検討できる資料整備が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		今年度より、遊具等の改築は、公園台帳に記載し閲覧できるように対応しました。修理内容については、元のとおり修理及び別の構造にするかを材料・部材により見極め対応します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		209 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 142
区分	大分類	公園			
	中分類	管理状況			
	小分類	遊具			
所管部課		建設部都市整備課			
指摘事項 又は意見の内容		D評価であっても、職員により対応されるものなど、対応されたことが客観的に確認できないものがあつた。毎年の評価結果に対し、何日にどのような対応を行ったのか、記録すること、またその結果を報告する制度を設けることにより、危険個所への対応が漏れなく行われ、危険な遊具が放置されないような対応が必要である。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		毎年遊具点検の評価結果により、対応したものは修理記録を作成します。また、当面は結果報告を課内で協議し、危険な遊具が放置されないよう対応します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		209 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 36
区分	大分類	公園			
	中分類	管理状況			
	小分類	台帳等(都市公園)			
所管部課		建設部都市整備課			
指摘事項 又は意見の内容		泉の沢緑地公園については、公園台帳が整備されていないので、調製が必要である。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		公園台帳について、調製済みです。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成25年9月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		209 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 143
区分	大分類	公園			
	中分類	管理状況			
	小分類	台帳等(都市公園)			
所管部課		建設部都市整備課			
指摘事項 又は意見の内容		指名入札については、指名先の決定方法を文書化し、入札が適正に行われたことを後日でも確認できるシステムとすることが望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		「だて歴史の杜庭園維持管理業務委託」は、指名先の決定根拠は、伊達市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている市内造園工事業者を指名し、様式(指名業者調書)の備考欄に根拠を明記しています。また、入札結果については、伊達市のホームページに掲載しています。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成25年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		210 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 144
区分	大分類	公園			
	中分類	管理状況			
	小分類	台帳等(その他の公園)			
所管部課		建設部都市整備課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>「公社等」と分類されている土地は、公社等で取得したものであると思われる。竹原町4,055㎡、長和町6,618㎡など、現況は空地であり、遊休資産の実態にあり、利用・処分が可能であるかの検討が望まれる。</p> <p>また、これらは他の遊休地と併せて検討されることが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>竹原町4,055㎡は、伊達市土地開発公社の開発行為による公園予定(開発区域面積3%以上確保)と位置付けされており、住民の戸外における休息、観賞、遊技、運動その他のレクリエーションの用に供するため設けるものとされています。</p> <p>長和町6,618㎡も、伊達市土地開発公社の開発行為による公園予定地であり、当該地区の用途は工業地域に位置付けされていることから、都市における自然地の保全、都市環境の整備及び改善、公害、災害の防止、その他地域間相互の緩衝又は緊急時における避難用に供するため設けるものとされています。</p> <p>上記の理由により、処分は困難ですが、利用については、今後全庁的に検討を行っていく必要があります。</p> <p>【都市計画施行令第25条第1項第6号】抜粋 開発行為面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為にあつては、開発区域に、面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられていること。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		212 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 145
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	伊達市の公営住宅			
	小分類	管理戸数等			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>入居希望者に配布する「入居手続きの案内」は、道営住宅と市営住宅を別途作成している。審査、手続きについては、ほぼ共通の内容であるが、ページ割りは異なっている。入居希望者からみると、公営住宅への入居を検討するので、入居手続きの案内も、共通部分は共通で作成し、異なる部分だけ市営住宅の場合、道営住宅の場合として分けて記載するなどの工夫が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>道営住宅の管理は、平成26年4月からこれまでの本市から民間事業者(指定管理者)に移行したため、入居希望者に配布する「入居手続きの案内」は、それぞれが独自に作成しています。</p> <p>本市では、道営住宅の「入居手続きの案内」を現在も市窓口で配布し、市民の皆さんの利便性に配慮していますが、ページ割りにについても民間事業者(指定管理者)と協議し、可能な限り内容の共通化を図ります。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		220 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 146
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	市営住宅の運営			
	小分類	相談・苦情(伊達地区)			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>相談内容を見ると、行動が尋常ではない居住者に対する苦情が寄せられている。公営住宅はセーフティネットとしての性格を有することから、退去を命じることは容易でないが、他の住民に危害を加える可能性があることを、管理者である市が把握しながらその居住者を放置することは、市の施設として適当でない。カウンセラーなどの専門家の協力を得られる体制を整備し、必要に応じて、適当と思われる施設に収容することを検討することが望まれる。</p> <p>また、社会常識から著しく逸脱し、近隣に迷惑をかける居住者についても、退去の項に記載するように、「市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認められた時には、使用許可を取り消すことが出来る。」とされている。</p> <p>相談受付メモの現在の記載だけで、「著しい支障」を立証することは困難とも思われるが、事前に周知した上で、専門家にも資料の作成方法を相談し、厳しく対処することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では、平成26年4月に「市営住宅等迷惑行為等措置要綱」を策定し、最悪の場合、市営住宅の明け渡しを求めるなど、問題行動を起こす対象者への対応を強化しています。</p> <p>しかし、他の住民に危害を加えたり、異常行動をとる入居者を市が強制的に施設に収容できる法的根拠はなく、現時点ではあくまでも本人を説得し自主入所させる以外に方法はありません。</p> <p>今後は必要に応じてカウンセラーや弁護士などの専門家の協力を得ながら、適正な市営住宅の管理に努めます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		220 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 147
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	市営住宅の運営			
	小分類	相談・苦情(伊達地区)			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>営繕メモの件数では、営繕は、水回りや戸の開け閉めがしづらいなど、軽微な修繕が多く、市はこれに対応している。市が設置したものは、市が直すことが原則と考えられているが、伊達市営住宅管理条例第20条に、軽微な修繕、構造上重要でない部分の修繕については、市の負担とする修繕から除外されている。軽微な修繕は、民間の賃貸住宅でも入居者負担とされることが多い。市が対応するべきである範囲を再考し、事例を挙げて居住者に周知するなどの検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では現在、他市町村の例などを参考に、修繕費用の負担区分の再検討を進めています。 今後は、住宅設備に修繕が必要になった場合の費用負担区分などを具体的に解説した「(仮称)入居者のしおり」を作成、全入居者に配布し周知・徹底を図ります。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		221 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 148
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	市営住宅の運営			
	小分類	相談・苦情(大滝区)			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		伊達地区で作成されている対応メモにより、大滝区でも内容と対応を記録することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		伊達地区の市営住宅(担当:住宅課)では、入居者からの苦情・相談などを記録した「相談受付メモ」と住宅設備の修繕依頼を記録した「営繕受付メモ」を作成しています。平成26年度から大滝区の市営住宅(担当:地域振興課)についても、伊達地区の例にないメモを作成する事務手続きに改めました。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		221 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 149
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	市営住宅の運営			
	小分類	相談・苦情(大滝区)			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>高齢者が離れた場所に居住している例もあり、大滝区の冬期の積雪量を考慮すると、危険な状態になる可能性もある。離れた場所にある、管理戸数の少ない団地は、用途廃止も視野に入れた住宅再編計画を早急に策定することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input checked="" type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では、少子高齢化に伴う人口減少を背景として、老朽化が著しい市営住宅の統廃合により、住宅戸数の適正化が必要と考えています。</p> <p>また、大滝区で市営住宅が整備されている地区のうち、中心部からほど遠い愛地・円山地区は、降雪による交通障害等で行動が制限される冬期間は、入居者はもちろんのこと、緊急時には市や警察、消防が対応に苦慮することは明らかであり、高齢者の生活の場としては適切ではないと考えています。</p> <p>今後は、庁内に設置する検討委員会や市営住宅審議会における議論のほか、市民の皆さんの意見(パブリックコメント)を踏まえた「市営住宅マスタープラン」を平成26年度中に策定し、公営住宅のあり方の検討を進めます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		222 ページ	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘事項	<input type="checkbox"/> 意見	整理No. 37
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	市営住宅の運営			
	小分類	居住者に提出を求める書類			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>入退去時には、所定の文書が提出されなければ、入退去が認められないため、市は、必要書類を必ず入手する。しかし、入居年数が数十年を超えるような入居者については、入居時の文書も完全には保管されておらず、請書も更新されていない。</p> <p>また、家賃計算を毎年行うため、所得情報は毎年入手しているが、その他について、入居者や保証人の異動、住宅への加工など、必ずしも届出が行われず、また、届け出されないことが常態となり、届出が不要であるという意識を持っている居住者も多いと思われる。承継入居に関する届出が保管されていない者については、居住する権利があることが証明できない。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>ご指摘のとおり、昭和50年から60年代の市営住宅入居者の文書が一部保管されておらず、また、請書に記載された連帯保証人が既に死亡しているものの更新されていないなどで不適切な事例があることから、所要の見直しを順次進めます。</p> <p>また、本市では、今後市営住宅入居後に必要な手続きや禁止事項、また、住宅設備に修繕が必要になった場合の費用負担区分などを具体的に解説した「(仮称)入居者のしおり」を作成、全入居者に配布し周知・徹底を図ります。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		222 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 150
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	市営住宅の運営			
	小分類	居住者に提出を求める書類			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>入居者の異動など、届出を必要とする事項を周知し、届出が行われなかったことが発見されたときには、厳しく対処し、漏れなく提出されるよう、管理者である市も含め、関係者の意識改革を行う必要がある。</p> <p>特に、使用者の死亡により承継入居を行う場合に、同居していた居住者の異動届が提出されていない場合には、承継を認めないなど、厳しい対応が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では、今後市営住宅入居後に必要な手続きや禁止事項、また、住宅設備に修繕が必要になった場合の費用負担区分などを具体的に解説した「(仮称)入居者のしおり」を作成、全入居者に配布し周知・徹底を図ります。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		223 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 151
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	市営住宅の運営			
	小分類	共用部の管理			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		管理戸数4戸、居住戸数3戸の愛地団地、円山団地にも管理人を置いている。これが必要であるのかについて、検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		本市では今後該当の団地入居者との協議を進め、平成27年度に向けて管理人の必要性について検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		224 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 152
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	市営住宅の運営			
	小分類	共用部の管理			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		住民の間で解決できないようなトラブルに対し、過大な税負担のないよう対処するノウハウは、住宅課にも十分に蓄積されていない。マニュアルを作成するか、不動産賃貸管理に精通した民間業者に委託する、などの検討が必要と思われる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input checked="" type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>近年自治会未加入者の増大に象徴されるように、地域住民同士の連帯感の希薄化が顕著となり、それらを契機とした住民トラブルには、本市もその解決に苦慮しているところだ。</p> <p>本市では、これらの解決やきめ細やかな市営住宅の管理を目的に、民間事業者による指定管理者制度の導入を検討してきましたが、当制度導入にかかるコストが、これまでの市が直接管理する場合と比較し高額で、過大な税負担になるとの懸念がぬぐいきれません。</p> <p>そのため、当面は平成26年度から開始された市内道営住宅の指定管理者制度導入状況の推移を見守りつつ、「市営住宅等迷惑行為等措置要綱」による対応を強化し、トラブル防止に引き続き努めます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		226 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 153
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	契約事務			
	小分類	修繕			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>入札・見積り合わせに関して、次の事項につき検討が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名する業者の選定過程をルール化し、記録を残すこと。 <p>名簿に登録されている多数の業者から、入札や見積り合わせに参加させる業者を選定する過程は明確に定められていない。指名する業者の選定理由を記載し、承認を得たうえで入札や見積り合わせを行うことが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注の単位に対して、入札や見積り合わせを行う前に、発注する単位についても承認する制度を設けること。 <p>屋根の修繕や、防水工事などのひとかたまりの工事は、発注を分割することにより、金額の調整が可能である。例えば、分割することで随意契約が可能な130万円以下になることがある。</p> <p>標準的な設計価格の算出方法によると、事務手数には定額部分があることなどから、工事を分割すると設計価格の合計額は上がることが多い。分割可能な工事について、工事規模が適当か、について設計部門の考えを記入し、承認する制度とすることが望まれる。</p> <p>また、同じあるいは近隣の団地内の別の住居の内装工事を同時期に行うような場合、工事を併せて発注することで、工事効率は上がると思われる。新規入居の抽選に合わせて内部改装を発注しているので、見積り合わせが同日あるいは近い日に複数行われているが、入居抽選に出される部屋の予定から工事発注の予定も作成できる。ある程度の工事は、まとめて契約することは可能と思われる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>市営住宅の修繕は、発注金額が少額かつ不定期での依頼になりがちなため、民間事業者がその受注を敬遠する傾向にあり、緊急を要する場合であっても、その対応にあたる事業者の確保に本市が苦慮する現状があります。</p> <p>そのため、事業者数が多い大都市とは異なり、事業者数が少ない本市の場合は必然的に受注する事業者が限定され、競争性が働きづらく契約金額が高止まりする結果につながっています。</p> <p>いずれにしても、本市では今後、市営住宅修繕の入札・見積り合わせ事務のあり方について再検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		228 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 154
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	入居			
	小分類	入居資格			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		緊急に住宅困窮者を収容する場合の救済制度を設けたうえで、第6条、第7条につき、市税の滞納や、可能であれば国民健康保険料及び上下水道・保育所などの市の使用料につき、一定期間以上滞納している者については、入居資格を認めないことを基本とするような条例の改正を検討することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		市営住宅入居者は、伊達市営住宅管理条例施行規則第4条の規定に基づき、「市税の滞納がないことを証する書類」を提出しなければならないため、国民健康保険税を含む市税の滞納者は事実上、市営住宅には入居できないことになっています。今後は、市税に上下水道料や保育料等の使用料を加えるかさらに検討する一方で、緊急の住宅困窮者が入居できる制度創設についても検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		232 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 155
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	入居			
	小分類	公募手続の概要			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		本来求められているように、住宅困窮度が高い世帯を優先して入居させるような、困窮度を勘案した入居審査の実施について検討することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		本市では、入居応募者の住宅困窮度を判断する基準がないことから、他市町村の状況なども参考に、入居者の選考方法を策定します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		233 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 156
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	入居			
	小分類	抽選手続の検討(入居方法)			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		市営住宅の空室が長期間放置されていないことが検証される必要がある。公募ごとに、その時点の空室状況を記載し、その中から公募対象を決定した根拠を示す資料を作成することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input checked="" type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		本市の市営住宅は、入居応募者数が多いことから、施設の老朽化が著しく入居者募集に適さない「政策空き家」や大規模な修繕が必要で長期間に及ぶ場合を除き、速やかに広報紙やホームページ等で入居者募集をしています。 そのため、空室を長期間放置している事例はありませんが、他市町村の状況も調査・研究し、合わせて退居から次の入居までの期間を可能な限り短くする入居者の選考方法も検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		233 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 157
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	入居			
	小分類	抽選手続の検討(入居方法)			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>修繕の項でも記載しているが、伊達地区では、空き室修繕を修繕業者と市の職員により修繕箇所を決定しており、民間住宅の水準まで行われているため、1戸当たりの修繕費が高い。これに比べ大滝区では、基本的に破損している部分の修繕と置替えだけを行い、新規入居者の見学の際に、特に気になる部分につき、妥当と考えた場合追加して修繕を行っている。大滝区の平均居住期間が短いことも理由の一つではあるが、伊達地区と大滝区では、1戸当たりの修繕金額に10倍以上の差が出ている。</p> <p>基本的に福祉である住宅セーフティネットという公営住宅の性格を考えると、空室修繕を新築同様になるまで実施する必要があるか疑問であり、大滝区の方法に統一することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>大滝区の市営住宅は、大滝区内の福祉施設職員の入居が多く、短期間の入居が中心で、修繕が比較的少ない傾向にあります。</p> <p>一方、伊達地区の市営住宅は、一般市民の長期間の入居が多いため、この違いが修繕費の乖離につながっていることはご指摘のとおりです。</p> <p>現在は、伊達地区、大滝区の各担当が居室修繕の必要性を判断しており、その判断に差違が出る可能性があるため、改めて修繕基準を再検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		234 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 158
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	入居			
	小分類	抽選手続の検討(住み替え)			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>退去時の検査及び入居前の下見をより厳密に行うとともに、退去時には、退去時に発見できなかった瑕疵が見つかった場合で、居住者に責任のある事項は、居住者の責任で修繕することなどを記載した念書を作成することについての検討が望まれる。また、入居時の下見についても同様であり、下見によっても発見できなかった瑕疵以外の苦情は申し出ない旨を記載した現場確認書などの作成が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input checked="" type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>退去時に発見できなかった瑕疵をどの時点まで居住者責任とするかは慎重な検討が必要であり、また、入居時の下見で発見できなかった瑕疵以外の苦情を入居者が申し出ないとの対応も同様です。</p> <p>このような厳密な取り扱いが、結果として裁判に発展するケースも十分想定されることから慎重な検討が必要であり、当面退去時に高額な修繕につながる部分(トイレ・洗面所などの陶器破損)を重点的に複数の職員で行うなど検査体制を強化します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		234 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 159
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	入居			
	小分類	抽選手続の検討(住み替え)			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>住み替えが可能な要件とそれを確認する必要書類はあらかじめ決められており、審査後に申込みを受け付け、申込み順に住み替えられているが、申込みあるいは許可の日付が明確にされる書式はない。また、申込みの順番を整理したリストなども作成されていないため、客観的に順位を説明することが難しい。</p> <p>まず、住み替えが可能な場合を限定し、規程化すること、そのうえで、住み替えの申込みと、承認の書式を作成し、審査の後承認され、申込み順に番号を振るなどにより管理することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では、平成26年7月に市営住宅住替えの事務手続きを定めた「伊達市営住宅住替え事務取扱要綱」を策定し、申込順によらず、住替えの必要性が高いものから順に取り扱う事務手続きに改めました。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年7月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		235 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 160
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	入居			
	小分類	抽選手続の検討(駅前団地建替入居)			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>団地外移転は、項目の有り無しにかかわらず、一律で支給されているため、生活保護世帯についても、支給されている。生活保護費からも、移転費用は支出されるが、給付内容は異なる。生活保護制度により収入認定のうえ、生活保護制度から移転費を給付することが妥当と思われる。少なくとも就業不能補償費の3万円は生活保護制度上の収入認定をする必要がある。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>団地外移転は、市営住宅建替事業施行を原因として、移転対象者に移転補償費が支払われることとなりますが、本市の場合、生活保護世帯には、生活保護費からも移転費用が支給されるような「二重支給」は実施していません。</p> <p>また、本市では、移転補償費のうち、実際に移転に要した移送費や敷金、新旧住宅設備の相違により新たに準備した家具等の費用以外は、すべて収入認定し、生活保護費を減額する等の取り扱いをしています。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		235 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 161
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	入居			
	小分類	抽選手続の検討(駅前団地建替入居)			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>住み替えにあたっては、入居時に求める諸手続きは省略される。しかし、文書の項に記載したように、連帯保証人が死亡等によりいなくなっていたり、居住者の異動届けが提出されていないものが放置されている。これらについては、住み替え時に提出を求めべきである。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では、平成26年度から住替え対象者につきましても、改めて市営住宅入居請書の提出を求める事務手続きに改めました。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年7月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		236 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 162
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	入居			
	小分類	抽選手続の検討(大滝区)			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>大滝区では、民間の賃貸住宅がきわめて少なく、市営住宅がその代わりの役割を果たしているため、特に福祉としての性格が薄く、特公賃と同じ入居者選定方法をとっている。民間と同等の家賃徴収を基本とする特公賃であれば、申込み順が合理的と思われるが、住宅セーフティネットが本来期待される役割である公営住宅の入居決定方法としては適当ではない。</p> <p>大滝区の現状を見ると、非常に住宅に困窮する市民がいたとしても、希望者がいないことから空室のある公営住宅もあるため、住宅困窮者の入居を著しく妨げる状況にはなっていないが、将来にわたって同じ状況とも限らない。</p> <p>入居者の決定方法が妥当であるか、については随時検討する必要がある。毎年度、入居者決定方法を検討のうえ決定する書式の作成が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		市営住宅は本来地区を問わず住宅困窮度に応じて入居させるべきは明らかであり、今後は住宅困窮度の判断基準を策定し、入居者の選考方法を検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		236 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 163
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	入居			
	小分類	入居手続き			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		入居のしおりは、改定の要否を3年ごと等、定期的に検討することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		本市では、今後市営住宅入居後に必要な手続きや禁止事項、また、住宅設備に修繕が必要になった場合の費用負担区分などを具体的に解説した「(仮称)入居者のしおり」を作成、全入居者に配布し、必要に応じて適宜見直しを図ります。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		236 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 164
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	入居			
	小分類	入居手続き			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>入居者が常時閲覧可能にするために、各住宅に掲示したり、ホームページでも確認できる状態にするとともに、コストとの兼ね合いは考慮するとしても、長期間居住する居住者に対して再交付することについて、検討が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では、今後市営住宅入居後に必要な手続きや禁止事項、また、住宅設備に修繕が必要になった場合の費用負担区分などを具体的に解説した「(仮称)入居者のしおり」を作成、全入居者に配布します。 また、その内容は、ホームページ上での公開を予定しています。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		239 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 165
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	退去			
	小分類	—			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		退去の都度カーテンレールや風呂釜を取り外し、次の入居者が取り付けることは資源の無駄であるように思われる。維持管理を市が行う範囲については、別途考えるとしても、古い住宅についても、原状回復の範囲を見直すことが望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>カーテンレール 新末永団地(平成27年度用途廃止予定・現在入居者なし)を除き、市内の市営住宅はすべての住戸にカーテンレールが標準設備として設置してあります。</p> <p>風呂釜 昭和50年代から平成5年ごろまでに本市が整備した改良住宅を中心に風呂釜を自主設置する住戸があり、入居者自身が民間事業者から新規購入またはリース方式で設置することになっていますが、風呂釜を新規購入した場合は、20万円程度の費用がかかるため、8割以上の入居者がリース方式で設置しています。 仮に入居者が風呂釜を新規購入した場合で、退去時、本市に住宅設備として寄付したいとの申し出があり、かつ今後も利用に耐えうる状態であれば、次の入居者の利用を検討できる可能性があります。風呂釜の耐用年数が10年程度で、数年後には本市が維持管理義務を負う可能性が高いことから、原状回復が基本と考えています。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		239 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 166
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	退去			
	小分類	—			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		退去後に連絡を取る必要がないともいえず、退去の事由により、その後の対応が異なることもある。退去理由は現状に合わせて印刷する内容を変え、その他の余白には記入欄を設けることが望ましい。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		本市では、ご意見を踏まえ、市営住宅管理条例施行規則及び特定公共賃貸住宅管理条例施行規則の一部改正を行い、退去届様式を見直しました。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年9月12日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		239 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 167
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	退去			
	小分類	—			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		入居者の高齢化により、死亡や施設入所による退去も増加している。入居者以外が代理して退去手続きを行う場合の書式を別途作成することが望まれる。			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		本市では、ご意見を踏まえ、入居者の代理人が退去手続きを行う際、「相続人代表者指定届」や「委任状」を提出させる事務手続きに改めました。			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年9月12日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		240 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 168
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	退去			
	小分類	市からの明渡し請求による退去			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>退去を求めることのできる規定のうち、ロの家賃滞納については、収納手続の厳格化に伴い、退去も含め対応されているが、その他の項目については、退去を検討した記録はない。</p> <p>台帳に綴られている相談メモを見ると、犬を複数飼育している、ベランダで虫を大量発生させた、など、ホの退去要因として検討されるべきであったと思われる記載もある。</p> <p>へ、ニ、トについては、市は現状を把握しようとしておらず、これによる退去を検討する段階にもない。これらが退去原因になる禁止事項であることをまず周知し、現状を把握することが望まれる。</p> <p>【注釈】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロ 家賃を3か月以上滞納したとき。 ・ニ 正当な事由によらないで15 日以上市営住宅を使用しないとき。 ・ホ 公営住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しない ・へ 市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき 市長の承認を得ず、住宅以外の用途に供したとき 市長の承認を得ず、模様替え又は増築したとき ・ト 市公営住宅の市長の承認を得ずに入居の際に同居した親族以外の者を同居させたとき 			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では、平成26年4月に「市営住宅等迷惑行為等措置要綱」を策定し、最悪の場合、市営住宅の明け渡しを求めるなど、問題行動を起こす対象者への対応を強化し、ご指摘の「ホ」の内容に該当するものは、適切に対応しています。</p> <p>また、「ニ」「へ」「ト」の内容については、市営住宅入居後の手続きや禁止事項、また、住宅設備に修繕が必要な場合の費用の負担区分などを解説した(仮称)入居者のしおりを作成、全入居者に配布するなど周知・徹底を図ります。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		241 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 169
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	退去			
	小分類	市からの明け渡し請求による退去			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		伊達市は高額所得者に明け渡し請求を行っていない。大滝区では、民間の賃貸住宅がないことから、退去を求めにくいものと思われ、伊達地区のみ請求をするのか、それとも大滝区も含めて請求するのか、という課題はあるにしても、伊達地区の抽選倍率が非常に高いことなどを考えると、期間を区切った明け渡し請求を行っていく必要があると思われる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		本市では、平成26年度から高額所得者への明け渡し請求をより厳格に実施しています。 平成26年度の対象者は、伊達地区2名と大滝区5名、計7名となっています。 伊達地区については、公営住宅法や条例等の規定に準じて速やかに退去するよう既に対象者への説明を終えています。大滝区については、対象者の転居先となる民間住宅が少ない状況に配慮し、特定公共賃貸住宅に空きが出次第、順次退居させるよう対応します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		241 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 170
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	退去			
	小分類	市からの明渡し請求による退去			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>公営住宅は住宅困窮者に対して住宅を供給する事業であり、居住権を認める性質のものではない。 条例に定めた要件に該当する入居者のうち悪質なものを明渡し請求を行っていくべきであり、それにあたっては、退去の特例家賃も徴収するべきである。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では、平成26年4月に「市営住宅等迷惑行為等措置要綱」を策定し、最悪の場合、市営住宅の明け渡しを求めるなど、問題行動を起こす対象者への対応を強化しています。 今後明け渡しに応じない対象者には、法令に準じて特例家賃(近傍家賃の2倍相当額の損害賠償金)を請求するなど市として毅然と対応します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年4月1日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		246 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 171
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	家賃(住宅使用料)			
	小分類	利便性係数			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>不動産鑑定評価基準の規定に沿って固定資産税評価額が定められることから、利便性係数に地価を用いる自治体は多いが、地価は他の係数でも考慮されており、計算要素が重複する。</p> <p>利便性係数は、地域の実情等を適切に反映することにウエイトが置かれると判断すべきであろう。</p> <p>伊達市では、もともと1を上限とし、四つの項目ごとに定めた数値を1から引く計算方法をとるのであるが、最高地価地点と該当住宅を比較することで、相当便利な住宅でも家賃が安くなる計算方法になっている。</p> <p>地価などの条件を勘案して計算された使用料に対し、全ての住宅が1よりも低くなる計算方法は過度に使用料が安く計算される方法と言えるのではないか。</p> <p>利便性係数の計算方法についての再考が望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		本市の家賃算定における「利便性係数」は、ご意見のとおり、使用料が安く計算される可能性があるため、他市町村の例も参考に、再検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		247 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 172
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	家賃(住宅使用料)			
	小分類	収入の把握			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>伊達市では、入居世帯に「所得課税証明書」あるいは、確定申告書の控えなど、所得が分かるものの添付を求めているが、伊達市民の所得情報は、伊達市の課税部署で把握している。居住者に、市の保管する居住者の情報を閲覧することに対する承認をもらい、住民基本台帳システム上の所得情報から住宅課担当職員が所得情報を確認する方法を採用することを検討することが望まれる。(この場合、条例の改正も必要となる。)</p> <p>住民登録されている世帯者数についても同時に確認ができる。同居者全ての所得の把握が必要であるため、居住者情報が更新されていることの確認も、併せて行うことが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input checked="" type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では、市営住宅管理条例施行規則及び特定公共賃貸住宅管理条例施行規則の一部改正し、これまでの収入申告書に代わり、同意書の提出を求める事務手続きに改めています。</p> <p>この同意書提出は、入居者の毎年の収入申告書提出が省略でき、また、本市も事務の効率化とより適正な入居者管理が図られるようになっています。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)		平成26年5月20日			

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		247 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 173
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	家賃(住宅使用料)			
	小分類	収入の把握			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>住宅困窮者のセーフティネットという本来の公営住宅の役割を考える場合、一定期間高額所得である者は退去させる手続きを検討する必要がある。その場合、所得情報が入手できない居住者が高額所得者である場合、手続きが行えない。どうしても提出しない居住者については、課税部署から情報を入手し、高額所得者であるか否かを記録することが望まれる。</p> <p>前記の意見に記載したように、承諾書を提出して庁内システムから閲覧することとした場合も、承諾書も所得を証する資料も提出しない居住者について、職権で所得情報を閲覧し、確認することについては、市営住宅の公正な運営のために必要であると考えられるが、提出を求める文書にその旨を記載するなどにより、事前に通知することが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>公営住宅法第34条では、公営住宅を運営する事業主体(市)は、その入居者の所得情報を官公署に対し職権で調査できるものとされています。</p> <p>市営住宅管理条例施行規則及び特定公共賃貸住宅管理条例施行規則の一部改正で、今後は同意書の提出が基本となりますが、収入状況の報告を拒むものについては、公営住宅法の規定に則り、適正に事務の執行を進めます。</p> <p>(収入状況の報告の請求等) ※一部抜粋 第34条 事業主体の長は、家賃の決定、家賃若しくは金銭の減免、敷金の減免、家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、明渡しの請求、あつせん等又は公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		252 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 174
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	減額及び免除、支払猶予			
	小分類	—			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		無記入の2件については、所得がゼロであったため、減免自体は妥当であると思われるが、減免理由が申請者により記載されたものを受け付けるべきである。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		家賃の減免は、ご意見のとおり、申請者が減免理由を記載したものを受け付けるべきですが、申請者が高齢者の場合、ご自身の氏名の記載さえままならない方もいることから、今後は減免申請書様式の一部を見直し、自署または記名押印での申請受付とし、減免理由の選択制採用も検討します。			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		254 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 175
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	滞納家賃徴収事務			
	小分類	—			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>滞納回収手続きは、住宅台帳システムの収納情報からデータを取り出し、別途滞納回収リストを作成し、回収事務にあたる。このため、台帳システムと回収事務は、いったん情報が分断される。新たに発生する滞納について、滞納回収手続きへの反映方法について、ルール化が望まれる。</p> <p>また、回収事務の記録を見ると、無届の同居者が発見されるなど、市で把握していない居住者の情報が提出されることもある。これらについて、使用料回収という視点だけでなく、住宅管理という視点で情報を共有するようなシステムづくりが望まれる。</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では、「市営住宅家賃滞納整理等事務処理要領」に基づき、家賃や駐車場使用料等の滞納整理を実施していますが、平成16年10月の同要領制定以降、現在まで一度も見直しが行われていないため、現在の実態に即していない場合があります。</p> <p>今後は、他市町村の例なども参考に事務処理要領の見直しを行い、適正な滞納整理事務を進めます。</p> <p>また、滞納整理事務の中で把握した不適正な住宅使用の事例は、担当者間での情報共有を図り、適切に対処します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		254 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 176
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	滞納家賃徴収事務			
	小分類	—			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		<p>時効にかかる債権についても請求を行い、これに対して時効を主張する、という文書 を入手したうえで不納欠損処理することが望まれる。 また、市の有する債権全般に関してその性格を区分したうえで、私債権の債権放棄 の要件も定めた条例制定の検討が望まれる。(債権の項65P に記載)</p>			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市では、住宅使用料や駐車場使用料等については、これまで「非強制徴収公債権」の位置付けで整理してきましたが、ご意見や過去の判例などを踏まえ、現在は「私債権」の位置付けに改めています。 そのため、不納欠損処理は、①時効の援用(民法第145条)、②債務免除(地方自治法施行令第171条の7)、③債権放棄(地方自治法施行令第96条第1項第10号)の3つの理由に基づく処理に区分され、①については、時効の援用を主張する旨の文書が必要になることから、ご意見のとおり事務手続きを進めます。 また、今後本市が不納欠損処理を進めるにあたり、市議会に対して③債権放棄の提案をすることが基本になると予想されますが、どのような要件を満たす債権をその対象とするか慎重に検討し、安易な債権放棄につながらないよう、他市町村の状況も参考にしながら取扱要綱等のマニュアル整備を進めます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		255 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 177
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	敷金・保証金			
	小分類	—			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		敷金の額は入居時家賃に対する3か月分が徴収され、退去まで据え置かれている。少なくとも収入超過者や高額所得者については、家賃の増減にあわせて、敷金も増減する制度について、検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input checked="" type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>市営住宅の敷金は、家賃滞納に備えた担保金としての役割に加え、畳の表替えやふすまの張替え等の補修費用の担保金という2つの役割があります。</p> <p>しかし、市営住宅は、民間賃貸住宅とは異なり、生活困窮者のセーフティネットとしての側面を持つため、家賃3か月分の滞納で即退去を求めることは極めて稀であり、実際には補修費用への充当がほとんどです。</p> <p>決して敷金の家賃滞納に対する担保金としての役割を否定するものではありませんが、市営住宅退去時の修繕費用として敷金が妥当な金額であるかが特に重要であり、実態として家賃の増減で敷金を増減させる主旨のものではないと考えます。</p> <p>当市のように家賃の3か月相当額(特定公共賃貸住宅は2か月相当分)ではなく、室蘭市・登別市のように2か月相当額とする自治体が数多くあることは上記の主旨を示しているものと推察します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		255 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 178
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	敷金・保証金			
	小分類	—			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		駐車場の使用料についても未収は発生している。一般的に駐車場敷金を徴収する慣行もあり、駐車料に関する補償金の制度導入につき、検討が望まれる。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input checked="" type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>本市の駐車場使用料(滞納繰越分)は、滞納者7名、滞納額合計91,350円となっています。</p> <p>近年、駐車場使用料の数ヵ月分を保証金として使用者に納付を求める地方自治体が少数ながらも存在することは承知していますが、実際の制度導入時には、敷金管理と同じように相当の事務煩雑化が想定されます。</p> <p>本市の場合、現時点で滞納者は少数であり、制度導入が債権管理の適正化にはつながるものの、事務の簡素化・効率化とは相容れないものと考えられるため、今後も現状どおり滞納解消に努めます。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					

包括外部監査に係る措置等対応状況報告書

監査テーマ		25 年度	伊達市の資産管理・運営について		
結果報告書の該当ページ等		256 ページ	<input type="checkbox"/> 指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	整理No. 179
区分	大分類	市営住宅			
	中分類	敷金・保証金			
	小分類	—			
所管部課		建設部住宅課			
指摘事項 又は意見の内容		年度ごとに照合することをルール化し、差異がある場合は、その理由を分析し、必要な修正を行い、照合結果を報告する制度とするべきである。			
措置等の対応区分		<input type="checkbox"/> 措置済み	<input checked="" type="checkbox"/> 個別改善検討	<input type="checkbox"/> 全庁改善検討	
		<input type="checkbox"/> 認識相違	<input type="checkbox"/> 対応困難	<input type="checkbox"/> その他()	
措置等対応の内容		<p>敷金は、現金を管理する会計管理者と定期的に照合作業を実施しています。 ご意見に示されているとおり、敷金は、市営住宅退去時の入居者への還付のほか、住替え時の変更(追加・還付)、修繕費用や滞納家賃への充当などの会計処理があります。</p> <p>そのため、一般会計と歳入歳出外会計との資金移動が複雑で、会計処理に誤りが発生する可能性があることから、今後は他市町村の例も参考に、より適切な管理方法を検討します。</p>			
完了年月日 (措置等完了の場合)					